

「日本はひとつ」 しごととプロジェクト フェーズ3（第3段階）

関連施策の概要

【目次】

- (1) 地域経済・産業の再生・復興による雇用創出
・・・P. 1～100

- (2) 産業振興と雇用対策の一体的支援
・・・P. 101～104

- (3) 復興を支える人材育成・安定した
就職に向けた支援等
・・・P. 105～128

(1) 地域経済・産業の再生・復興 による雇用創出

国内企業立地推進事業費補助金

平成23年度三次補正予算額 3,300.0億円

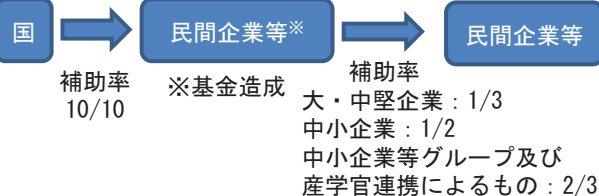
経済産業政策局 03-3501-1674
製造産業局 03-3501-1689
商務情報政策局 03-3501-2964
産業技術環境局 03-3501-9221
中小企業庁 03-3501-1768

事業の内容

事業の概要・目的

- 震災を契機に、生産拠点を日本から海外に移転するなど、産業の空洞化が加速するおそれがあります。
- 企業の我が国における立地環境を改善するため、供給網(サプライチェーン)の中核分野となる代替の効かない部品・素材分野と我が国の将来の雇用を支える高付加価値の成長分野における生産拠点・研究開発拠点に対し、国内立地補助を措置することとします。
- また、集約化・グループ化を行う中小企業については、補助率の深掘りを行うことにより、中小企業の設備投資支援を加速化します。

条件(対象者、対象行為、補助率等)



事業イメージ

【サプライチェーンの中核となる非代替的な部品・素材等の例】

極薄電解銅箔
IT機器等の中核素材であり、スマートフォンやリチウムイオン電池等に必要不可欠。日本企業が世界シェアの100%を占める。震災後、海外の取引先企業から、生産拠点の一極集中によるリスクを回避するため、海外への生産移転を要請されている。
レアアース磁石
次世代自動車等の高性能モーターに必要な不可欠な中核部品。高性能品については日本企業がほぼ100%のシェアを占めている。震災後、レアアース価格高騰を受け、中国企業からの引き合いが激化。
特殊化学素材
リチウムイオン二次電池に使用される電解膜は、日本企業による世界シェアが約7割。国内メーカーは追加の設備投資を海外も含めて検討中。競争力のある製造技術を国内で保持するため、製造拠点の国内維持が必要。

【高付加価値を生み出す成長分野の例】

風車の軸受け
年率30%近く成長している風力発電の基幹部品である風車の軸受けは、我が国企業の高い技術力によりシェアが拡大。現在、中国等の最終需要地と国内拠点との間で激しい立地競争が行われており、技術流出が懸念される。
高性能液晶パネル
世界的に需要が拡大しているスマートフォン向け中小型液晶パネルは、日本企業の世界シェアが約4割。海外メーカーとの競争に打ち克ち、高いシェアを維持するためには、国内生産拠点の維持・拡大のための設備投資が必要。
革新的生産工程
自社開発の小型プレス機により、金型加工費7割減を実現し、生産効率が大幅に向上。価格競争により生産拠点が新興国シフトするなか、国内で生産革命を追求する企業の震災による海外移転が懸念。

がんばろう ふくしま産業復興企業立地支援事業

平成23年度三次補正予算額 1,700.0億円

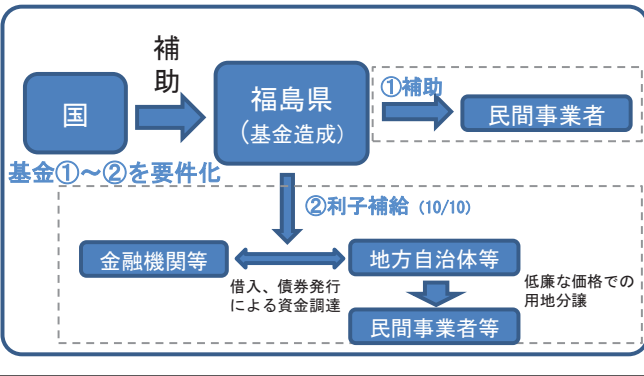
地域経済産業グループ 産業施設課
03-3501-1677

事業の内容

事業の概要・目的

○東日本大震災及び原子力災害により広域的に被害を受けた福島県の復興再生を促進するため、①県外からの新規・復帰立地や県外への流出防止、県内での新增設・移転を行う企業に対して企業立地奨励を実施する同県の取組を支援します。また、②喪失した工業団地の早急な再生と低廉な価格での分譲を促進することで、同県への企業立地を加速し、当該地域での生産拡大及び継続的な雇用創出を図ります。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業概要

①立地補助

- 全国最高の補助率の設定(最高3/4)
- 最大限度額を全国一の200億円と設定
- 製造業に加え、データセンターやコールセンター等も対象
- 用地の取得から建屋建設まで初期の工場立地経費を対象



東日本大震災復興緊急保証

平成23年度三次補正予算額 3,703.0億円
(うち経済産業省計上分 301億円)

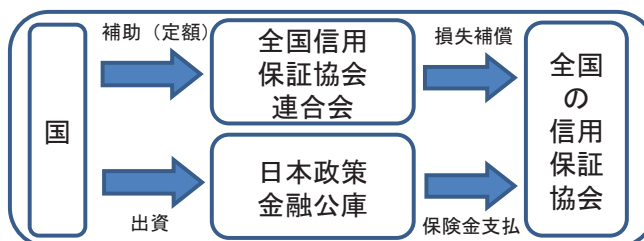
中小企業庁 金融課
03-3501-2876

事業の内容

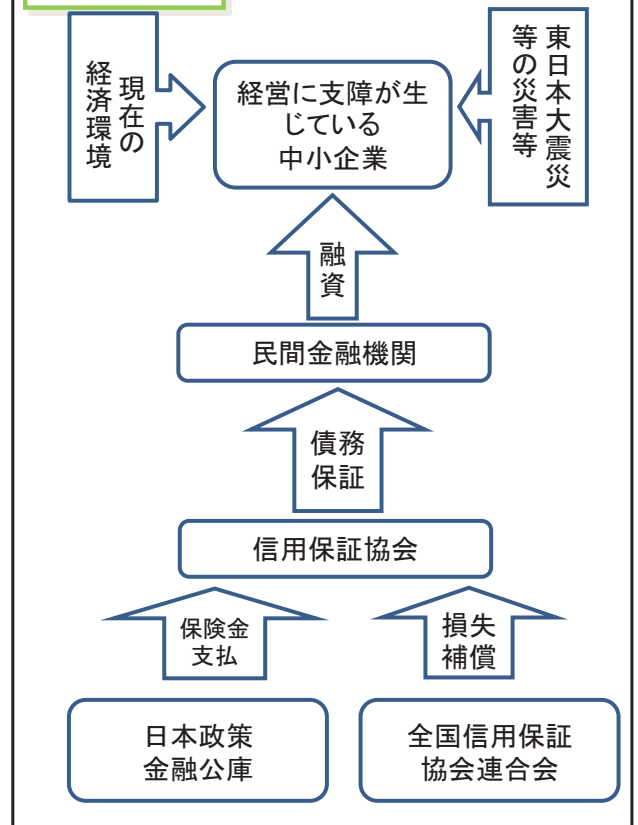
事業の概要・目的

- 信用保証協会に対して、代位弁済が発生した場合に、その損失の一部を補償する全国信用保証協会連合会に補助します。
- また、信用保証協会に対して、信用保険を引き受け、代位弁済が発生した場合に保険金を支払う日本政策金融公庫に出資します。
- これらにより、災害により被害を受けた中小企業者等に対して『東日本大震災復興緊急保証』等により債務保証を行う信用保証協会が、保証需要に柔軟に対応し、中小企業者等の資金繰りの円滑化を図ります。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ



東日本大震災復興特別貸付等（日本政策金融公庫出資金）

平成23年度三次補正予算額 2,175.0億円
（うち経済産業省計上分 1,528億円）

中小企業庁 金融課
03-3501-2876

事業の内容

事業の概要・目的

- 震災により被害を受けた中小企業等及び経営の安定に支障が生じている中小企業等に対する「東日本大震災復興特別貸付」等、株式会社日本政策金融公庫（中小企業事業・国民生活事業）が低利融資等を行うために必要な財政支援を行います。
- また、商工中金等の指定金融機関が行う貸付に対し、株式会社日本政策金融公庫が信用供与等を行うために必要な財政支援も行います。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

- 公庫（中小・国民）が低利融資を行うために必要な財政支援を行います。

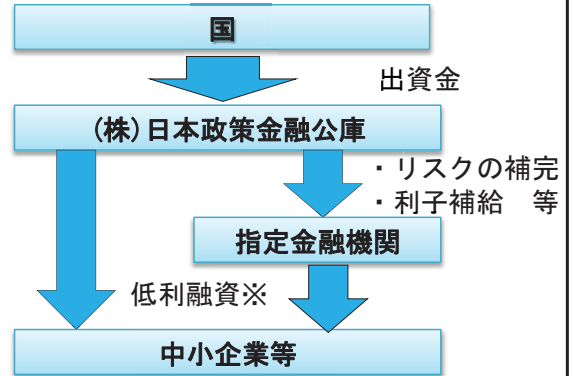


- 指定金融機関が行う低利融資に対して、公庫（危機対応）が利子補給等を行うために必要な財政支援を行います。



事業イメージ

○公庫（中小・国民）の直接貸付



※主な低利融資の内容

【東日本大震災復興特別貸付】

- ①直接又は間接被害を受けた企業
当初3年間：基準金利-1.4%（最大）
4年目以降：基準金利-0.5%（最大）
 - ②業績が特に悪化している企業：
基準金利-0.3%
 - ③雇用・維持拡大に努める企業：
基準金利-0.2%
- ②と③の要件を満たす場合：
基準金利-0.5%

【設備資金の金利引き下げ】
適用利率-0.5%（当初2年間）

震災対応型資本金性劣後ローン（日本政策金融公庫出資金）

平成23年度三次補正予算額 39.0億円

中小企業庁 金融課
03-3501-2876

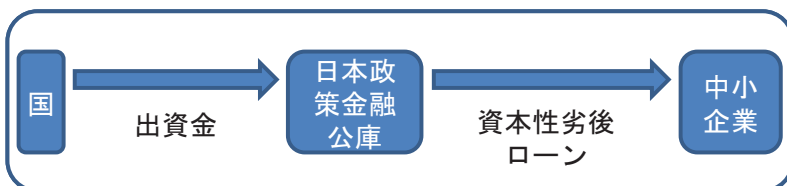
事業の内容

事業の概要・目的

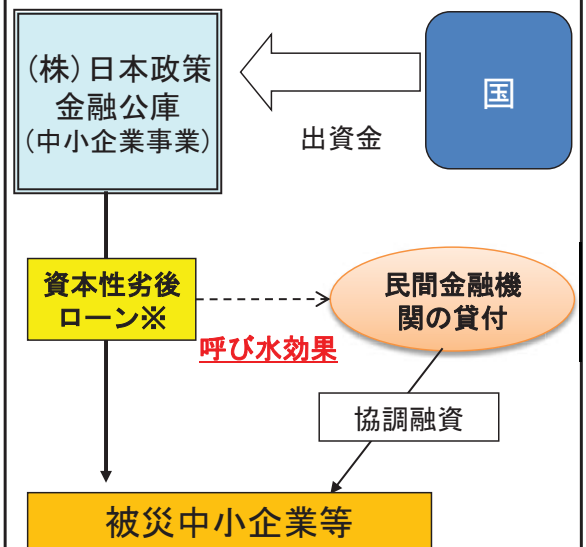
- 東日本大震災により自己資本が毀損した中小企業に対して、株式会社日本政策金融公庫（中小企業事業）が資本金性を有する長期一括償還型貸付（資本金性劣後ローン）を行うために必要な財政支援を行います。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

- 日本公庫が資本金性劣後ローンを行うために必要な財政支援を行います。



事業イメージ



※資本金性劣後ローンの概要

- ・貸付限度額7.2億円
- ・貸付期間：10年（元金は期限一括償還）

雇用拡大、創業等融資（日本政策金融公庫出資金）

平成23年度三次補正予算額 16.0億円
（うち経済産業省計上分 3.0億円）

中小企業庁 金融課
03-3501-2876

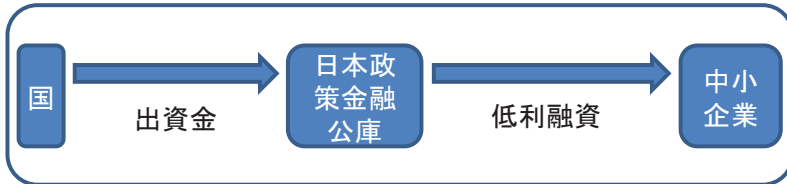
事業の内容

事業の概要・目的

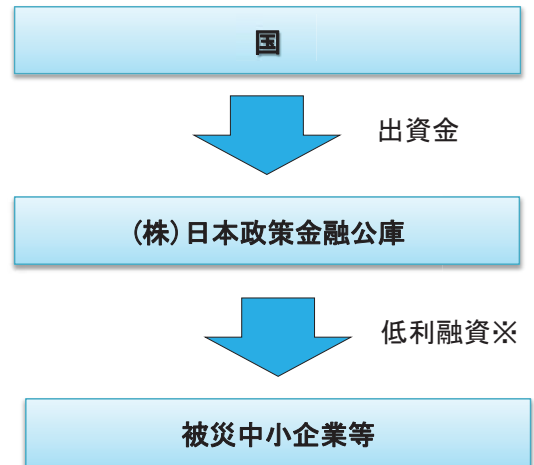
- 被災地域の復旧・復興を図るため、被災地域で雇用拡大を伴う設備投資を行う中小企業等に対して、株式会社日本政策金融公庫（中小企業事業・国民生活事業）が低利融資を行うために必要な財政支援を行います。
- また、創業する被災者及び被災地域で創業する者に対し、株式会社日本政策金融公庫（国民生活事業）が低利融資を行うために必要な財政支援も行います。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

- 日本公庫が低利融資を行うために必要な財政支援を行います。



事業イメージ



※低利融資の内容

（雇用拡大融資関連）

適用金利-0.5%

（創業支援融資関連）

1. 創業する被災者

・当初3年間：基準利率-1.4%

・4年目以降：基準利率-0.5%

2. 被災地域で創業する者（被災者以外）

・基準利率-0.5%

中小企業組合等共同施設等災害復旧事業（グループ補助金）

平成23年度二次補正予算予備費 1,249億円

中小企業庁 経営支援課
03-3501-1763

事業の内容

I. 事業の概要・目的

被災地において、地域経済の核となる中小企業等グループが県の認定による復興事業計画に基づきこの計画に必要な施設等の復旧・整備を伴う場合に補助を受けることができます。

II. 条件（対象者、対象行為、補助率等）

1. 対象者

中小企業等のグループ

2. 対象施設

倉庫、生産施設、加工施設、販売施設、検査施設、共同作業場、原材料置場、付随する設備等



事業イメージ

- ・経済取引の広がり観点から、地域にとって重要な産業のクラスター
（例：水産加工、造船等の水産関連の産業集積）
- ・雇用の規模観点から、地域で重要な位置付けを有する中核企業とその周辺企業
（例：素材産業等の企業城下町）
- ・地域はもとより我が国経済にとって重要なサプライチェーンを形成している企業グループ
（例：自動車部品、電子部品等）
- ・地域コミュニティにとって不可欠な、地域の中心的な商店街等



復興事業計画等による整備



※当該事業においては、一次補正予算において、155億円、2次補正予算において100億円を措置したところ。

仮設工場・仮設店舗等の整備 (被災地域産業地区再整備事業：中小機構交付金)

平成23年度第三次補正予算額 49億円

中小企業庁 参事官室
03-3501-1768

事業の内容

事業の概要・目的

- 災害等による被害に遭った地域等において、速やかな事業の再開のため、独立行政法人中小企業基盤整備機構が、自治体の要望を受けて、引き続き貸店舗、貸工場等（仮設を含む）の整備を実施します。
- 貸店舗、貸工場等の整備の進捗状況、被災地の復旧状況等を踏まえつつ、本格的な復旧に向けて、復興を先導する戦略的分野の事業創出施設や、その他の地域産業政策上重要な施設等を財団等と共同で整備する等、必要な措置を講じます。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



※仮設整備は10/10、それ以外は2/3を機構負担。

事業イメージ

○貸店舗、貸工場等のイメージ

【貸店舗・貸工場等】



※当該事業については一次補正予算において10億円、二次補正予算において215億円を計上。現在、199箇所については、自治体との協議が整い、131箇所について工事に着工（うち、50箇所については工事完了）。

※10月14日現在、47市町村350箇所で仮設店舗、仮設工場等の具体的な要望があり、今後も追加要望が見込まれる。

0

被災中小企業復興支援リース補助事業費

平成23年度第三次補正予算案額 100.5億円

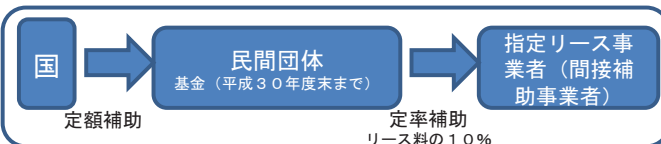
商務流通G 消費経済企画室
03-3501-1905

事業の内容

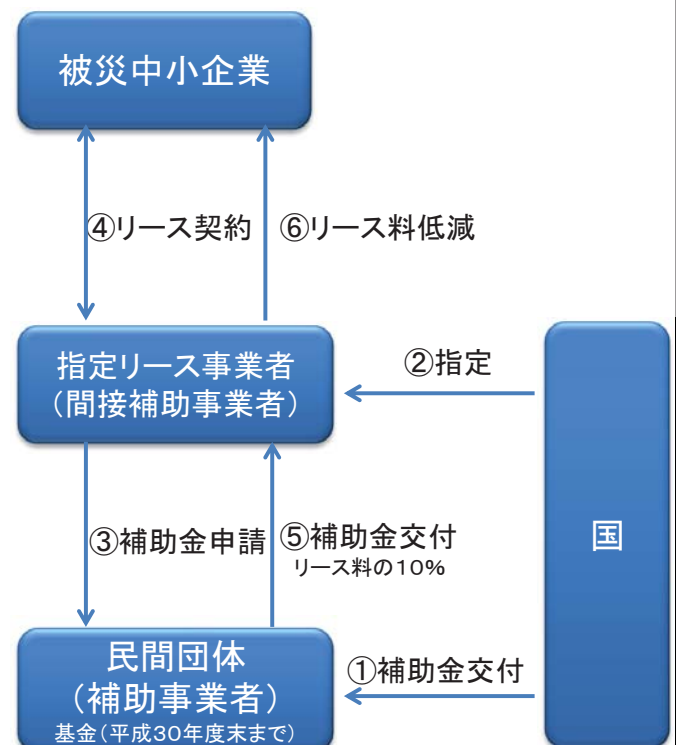
事業の概要・目的

- 震災に起因するリース設備の滅失等によりリース債務を抱えた中小企業に対し、設備を再度導入する場合の新規のリース料の一部を補助することにより、被災中小企業の二重債務負担の軽減を図ります。
- 補助対象：東日本大震災により被災し、リース設備の滅失等によりリース債務を抱えた中小企業
- 条件：①被災地域で利用されるリース物件の契約であること
②既往リース債務に対し、リース会社が条件変更（期間延長、返済額軽減など）に応じていること
- 補助率：リース料の10%
- 受付期間：平成25年度末まで
- 被災企業の申請負担を軽減するため、間接補助事業者である指定リース事業者が、補助金を申請し、リース料の低減を図ります。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ



0

地域に密着した生活衛生関係営業者への支援

平成23年度3次補正
34億円

【基本方針の該当箇所】

- 5 復興施策
- (3)地域経済活動の再生
 - ②中小企業
 - (i)中小企業支援について、地域の産業・雇用の回復の観点から、資金繰り支援、事業用施設の復旧・整備支援について、ニーズを踏まえつつ十分な規模を確保する。
 - ⑦コミュニティを支える生業支援
 - (i)コミュニティの再生のためには個人事業者や商店等の復興が重要である。例えば、理容・美容業、クリーニング業など、地域に密着した生活衛生関係営業者、…、飲食業…等の商店経営者等、地域コミュニティを支える多様な生業を復元し、維持可能となるよう支援する。

【施策の概要】

第一次補正で新設した「東日本大震災復興特別貸付」の貸付期間の延長などにより、被災した生活衛生関係営業者等を支援する。

○ 東日本大震災復興特別貸付の拡充等 34億円

(1) 東日本大震災復興特別貸付の延長等 貸付規模165億円(出資金31.3億円)

(参考) 1次補正で9月末までの貸付見込み分に係る貸付規模105億円を措置済み。

(2) その他 2.3億円

- ・津波で甚大な被害を受けた被災理・美容師が実施する出張理・美容に必要な訪問理・美容キットやクリーニング業者が本格的な営業再開前に仮設店舗で仮営業するため利用する共同利用工場の費用を支援することにより、被災生活衛生関係営業者の早期自立を支援する。

(参考)

	岩手県	宮城県	福島県
地震・津波による被害件数	9業種505店舗	8業種907店舗	7業種531店舗
原発事故による避難件数	—	—	2業種151店舗

※平成23年6月28日現在 各連合会からの報告による。

10

東北発医療機器等開発復興特区構想※一部経産省と連携

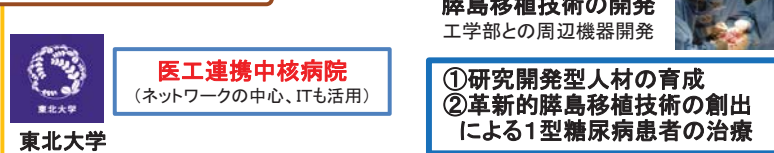
- 東北地方にはもともと内視鏡等の医療機器分野で競争力のある企業の主力工場(オリンパス、ニプロ等)が立地。
- 東北地方の特色・強みを活かした革新的医療機器の創出を図り、東北地方の雇用と産業を創出するため、医療機器等開発特区を創設。

革新的な医療機器の開発促進

①岩手プロジェクト



②宮城プロジェクト



③福島プロジェクト



医療機器製造拠点の誘致

製造拠点を誘致

医療機器の製造拠点を東北地方に誘致し、産業と雇用の創出及び輸出振興を図る。

東北地方の医工連携ネットワーク化による革新的医療機器の創出

迅速な実用化



開発拠点に対する研究費の重点化

- ・医工連携にかかる研究費の重点的な投入

医療機器治験への助成事業(三次補正)

- ・各プロジェクトにかかる医師主導治験等の助成金について検討

規制緩和

- ・治験届出事務の簡素化について検討

税制措置要望

- ・工業立地設備投資特区に係る税制上の措置等の検討(経産省)

規制緩和

- ・医療機器製造販売業等の許可基準(現場責任者の要件)の緩和

概要

○大学病院を核とする医療人材育成システムと連携しながら、被災者の医療を担う地域医療連携の復興に貢献。それと一体的に次世代医療体制を構築し、もって東北地区の産業創出・復興に貢献

0. 地域医療機関の復興

・被災した沿岸部の医療機関を復興。

◆本計画における取組内容◆

1. 地域医療情報連携基盤の構築

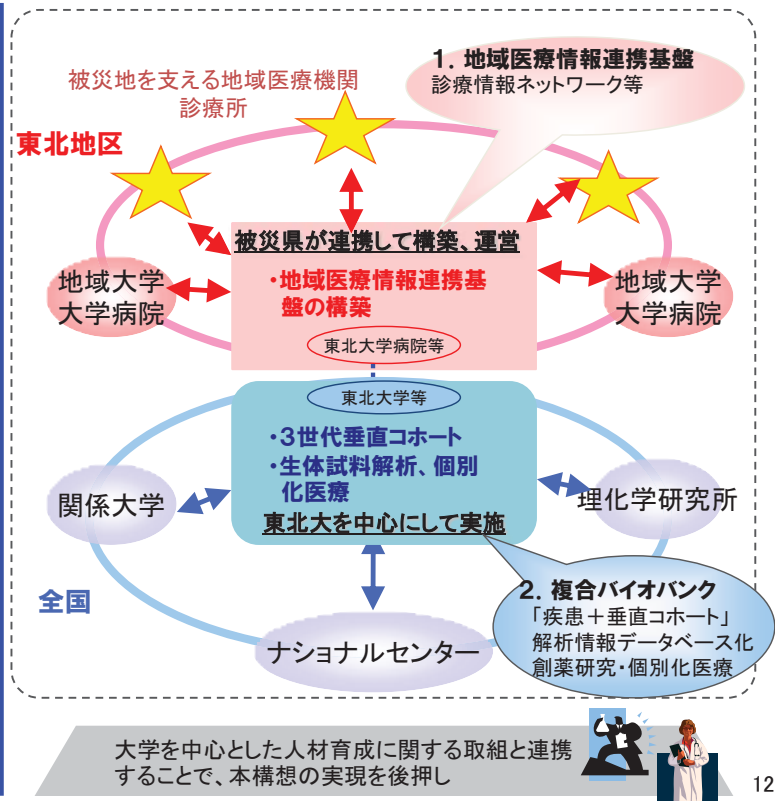
- ・地域の医療機関の医療情報、検査情報等を標準的な形式保存し、地域医療連携のためのネットワークを通じて共有することを可能とする情報通信システムを中核医療機関、地方病院、診療所等に整備
- ・医療機関間を結ぶ情報通信ネットワークを併せて整備

2. 複合バイオバンク事業

- ・「疾患＋垂直コホート」で得られる生体試料等を収集し、保存。
- ・サンプル提供者の医療情報、検査情報等を適切な同意のもとで収集し、生体試料の解析情報とリンクさせてデータベース化する。
- ・創薬研究や個別化医療に向けた基盤を形成。

大学を中心とした人材育成に関する取組と連携することで、本構想の実現を後押し

- ・大学が中心となる取組の中で、臨床研究コーディネーター(CRC)、データマネージャー等の臨床研究推進者、バイオインフォマティシャン等、本構想の推進に必須な人材を育成



大学を中心とした人材育成に関する取組と連携することで、本構想の実現を後押し



東北マリンサイエンス拠点の形成

- 東日本大震災の津波・地震により、多量の瓦礫の堆積や藻場の喪失、岩礁への砂泥の堆積により、沿岸域の漁場を含め海洋生態系が劇的に改変。
- 三陸沖の漁場を回復させるとともに、湾岸地域の産業・集落を復興させることが課題。
- 全くはじめての海洋環境で漁場を復興させるとともに、新たなアイデアに基づく産業を振興するため、大学等の科学的知見を有効活用することが必要不可欠。
- そのため、大学や研究機関による復興支援のためのネットワークとして東北マリンサイエンス拠点を構築し、海洋調査船・分析機器等の基盤を整備し、地元自治体や関係省庁等と連携しつつ、東北の復興を図るための研究を実施。

《具体的な研究内容》

①海洋生態系の調査研究

漁場の回復に資する科学的知見を提供するため、モデル海域を中心に、先端的な観測・解析技術を用いた調査研究を実施し、海洋生態系変動メカニズムを解明する。

②新たな産業の創成につながる技術開発

三陸の海の資源を有効活用した産業を三陸沿岸域で育てるため、大学等にある技術シーズ(陸上養殖に資する技術等)をもとにした革新的な技術の開発を実施する。

三陸沿岸の主な海洋生態系



外海砂浜
ヒラメ・カレイ類、ハマグリ、ウバガイ

海藻藻場
メバル類、ニシン(初期成育場)、エビ・カニ類

河口干潟
アサリ、シジミ類、ヒラメ・カレイ類(初期成育場)

岩礁藻場
エゾアワビ、ウニ類、イワガキ、マボヤ、マナコ、アイナメ、ソイ類、ウミタナゴ

東日本大震災からの復興の基本方針(平成23年7月29日 東日本大震災復興対策本部)

5 復興施策

(3) 地域経済活動の再生 ①企業、産業・技術等

(iv) (イ) 震災により激変した海洋生態系を解明し、漁場を復興させるほか、関連産業の創出にも役立たせるため、大学、研究機関、民間企業等によるネットワークを形成

⑤水産業

(ii) さけ・ます等の種苗生産体制の再構築や藻場・干潟等の整備、科学的知見も活かした場環境の把握、適切な資源管理等により漁場・資源の回復を図る。

農地・農業用施設災害復旧等事業（公共） 【208,041百万円】

対策のポイント

- ・地震や津波により被害を受けた農地・農業用施設及び海岸保全施設等を早期に復旧するため、災害復旧事業を実施します。
- ・また、再度災害を防止するとともに、農用地の利用集積及び国土保全等に資することを目的に災害復旧関連事業を実施します。

＜背景／課題＞

- ・東日本大震災により被災した農業地域においては、農業の維持と農業経営の安定を図るため、災害復旧事業の速やかな実施が求められています。
- ・また、再度災害を防止するとともに、農用地の利用集積及び国土保全等に資するため、災害復旧関連事業の速やかな実施が求められています。

政策目標

被災した農地・農業用施設及び海岸保全施設等の速やかな復旧整備

＜主な内容＞

1. 災害復旧事業等

(1) 災害復旧事業等（農地・農業用施設等）

206,140百万円の内数
地震及び津波により被災した農地・農業用施設及び海岸保全施設等の災害復旧を実施します。

〔国費率（基本）：65/100,50/100等※
事業実施主体：国、都道府県、市町村、土地改良区等〕

(2) 農地・農業用施設災害関連事業

206,140百万円の内数
再度災害防止のために災害復旧事業に併せて行う施設の改築又は補強及び農地の区画整理等を行います。

〔国費率（基本）：65/100,50/100等※
事業実施主体：国、都道府県、市町村、土地改良区等〕

2. 除塩事業

1,901百万円
東日本大震災に伴う津波により、海水が農用地に浸入し塩害が生じている場合に、除塩事業を実施します。

〔国費率（基本）：90/100
事業実施主体：国、都道府県、市町村、土地改良区〕

※激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律、東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律による嵩上げ制度あり

上記のほか台風12号等に係る災害復旧等事業35,293百万円を計上

【お問い合わせ先：農村振興局防災課（03-6744-2211（直））】

農業水利施設等の震災対策（公共） 【16,436百万円】

対策のポイント

震災の教訓を踏まえ、今後発生しうる大規模地震や余震等により損壊のおそれがある農業水利施設の改修・整備や地すべり対策等を実施します。

＜背景／課題＞

- ・我が国の優良な農業地帯を襲った東日本大震災では、農業水利施設等の損壊によって農業生産等に深刻な被害が発生しています。
- ・また、震災以降地震活動が活発化していることから、今後発生しうる大規模地震や余震等により農業水利施設が損壊する恐れがあります。
- ・このため、被災地の農業の再生に向けた農業基盤の復興及び地域の防災力の強化を進めていく必要があることから、震災の教訓を踏まえ、地震によって損壊のおそれのある農業水利施設等の改修・整備等を実施します。

政策目標

地震等により損壊のおそれのある農業水利施設等の耐震性強化

＜主な内容＞

1. 震災及び余震により損壊または損壊のおそれのある施設等の改修・整備等を実施（被災地対策）

震災により破損した農業水利施設の改修・整備及び地すべり工事を実施します。また、被災農地に農業用水を安定的に供給する施設のうち余震により損壊のおそれがある施設の改修・整備を実施します。

2. 地震により損壊のおそれのある施設等の改修・整備等を実施（全国防災対策）

大規模地震の発生確率が高い地域において、必要な耐震性を有していない施設等の改修・整備及び地すべり対策工事を実施します。

〔国営かんがい排水事業 10,669百万円
国庫負担率：2/3等
事業実施主体：国
戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業 2,040百万円
地すべり対策事業 1,159百万円
震災対策農業水利施設整備事業 7,100百万円
補助率：1/2等
事業実施主体：都道府県、市町村、事業指定法人〕

【お問い合わせ先：
農村振興局水資源課 (03-3502-6232（直）)
農村振興局農地資源課 (03-6744-6256（直）)
農村振興局防災課 (03-3502-6361（直）)】

農山漁村地域整備交付金（公共） 【1, 968百万円】

対策のポイント

震災の教訓を踏まえ、今後発生しうる大規模地震により損壊のおそれがある農業水利施設の耐震化対策、山地災害を未然防止するための治山施設の整備、津波が想定される地域に重点化した海岸保全施設の整備を実施します。

<背景／課題>

- 我が国を襲った東日本大震災では、農業水利施設等の損壊や山間地における山腹崩壊、漁港等の被災により、農山漁村地域に深刻な被害が発生しています。
- また、震災以降地震活動が活発化していることや、東海、東南海地震等が高い確率で発生すると想定される中で、農業水利施設の損壊や山地災害、津波に対する住民の不安が高まっており、緊急的な対策を行う必要があります。
- このため、震災の教訓を踏まえ、地震によって損壊のおそれのある農業水利施設の耐震化対策、荒廃危険山地の崩壊等の予防対策及び地震・津波被害に対する海岸保全施設の緊急整備に取り組む必要があります。

政策目標

○地震等により損壊のおそれのある農業水利施設の耐震性強化
○緊急的な治山対策の実施や海岸保全施設の整備等を通じた被災地域の安全・安心の確保

<主な内容>

地域の創意工夫を生かした復興、防災対策を実施

農業農村、森林、水産の各分野における以下の整備を選択できるとともに、これと一体となって事業効果を高めるために必要な効果促進事業を総合的に実施します。

農業農村分野：農業水利施設の耐震化対策

森林分野：荒廃危険山地の崩壊等の予防対策

水産分野：津波が想定される地域における早急な海岸保全施設の整備等

お問い合わせ先：

農業農村分野に関すること 農村振興局農村整備官

(03-6744-2200 (直))

森林分野に関すること 林野庁治山課

(03-6744-2308 (直))

水産分野に関すること 水産庁防災漁村課

(03-3502-5304 (直))

震災対策・戦略作物生産基盤整備事業

【2, 489百万円】

対策のポイント

災害復旧事業の対象とならない軽度被災の農地・農業水利施設や老朽施設の更新、補強等を実施します。

<背景／課題>

- 東日本大震災によって甚大な被害の生じた農地・農業水利施設については、現在、災害復旧の取組が進められているところです。
- 一方、被害が軽度であった施設でも用水機能等に支障が生じており、また、老朽施設では、余震等によって損傷が進行することが懸念されています。

政策目標

軽度被災施設や老朽施設の補修等のニーズに対してきめ細かく、かつ機動的に対処

<主な内容>

軽度被災の農地・農業水利施設や老朽施設の更新、補強等を実施

災害復旧事業の対象とならない軽度被災の農地・農業水利施設や老朽施設の更新、補強等を実施し、併せて戦略作物等の生産性向上を図り、生産基盤の耐震性の強化と農業生産性の向上を促進します。

補助率：1/2等

事業実施主体：地方公共団体、土地改良区、農業協同組合

お問い合わせ先：

農村振興局農地資源課

(03-6744-2208 (直))

○市町村等が作成する活性化計画に基づき実施する、集荷施設等の生産施設や直売所等の地域間交流拠点施設等の整備、補強、機能強化等を支援します。

対象地域

東日本大震災により生産施設等が被災した県

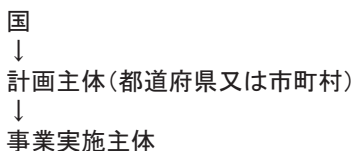
事業実施主体

都道府県、市町村、農林漁業者等の組織する団体等

補助率

1/2以内

交付の流れ



施設の整備、補強の例

○ 生産施設(集出荷施設)



集出荷施設(木造つくり)全体に歪みが生じてシャッターの開閉も困難となっており、柱の補強対策を施し、倒壊防止を図る。

柱・梁の歪み
(シャッター開閉困難)

○ 地域間交流拠点施設(直売施設)



基礎部の沈下



渡廊下部の分離

基礎部の沈下等による建物のひずみや接合部の分離が生じており、営業再開による2次被害(段差による転倒等)を防止するため基礎部の補強及び離脱防止金具等の設置を図る。

農地・水保全管理支払交付金

【617百万円】

東日本大震災により農地周りの水路等が被災

○ 東日本大震災により被災した農地周りの水路等、災害復旧事業等で十分な対応が出来ていない施設が多く存在しており、こうした施設の補修等にきめ細やかな対応することが必要。

農地・水保全管理支払交付金

○ 集落コミュニティを基盤として、農地周りの小規模な損壊などの被災した施設の補修等に地域共同で取り組む活動を支援。

復旧活動支援交付金 617百万円

・ 地域共同で行う農地・水路等の資源の日常の保全管理等(共同活動支援交付金の取組)と併せて実施。
・ 東日本大震災等の被災地域における機動的かつきめ細やかな水路の復旧等の取組を支援。

	田	畑	草地
都道府県	4,400円/10a	2,000円/10a	400円/10a
北海道	3,400円/10a	600円/10a	400円/10a

※支援単価は国と地方の合計

東日本大震災被災地における農地・水保全管理支払交付金の活用事例

【取組概要】

- 東日本大震災により、地区内のU字リユーム水路において、受台からの水路の落下や破損が発生。
- このため、作付に間に合わせるよう、農地・水保全管理支払交付金を活用して、活動組織の構成員が被災した水路の補修を実施。
- 落下した水路の再布設や破損箇所の補修を行い、作付までに通水を実現。



地震により受台から落下した水路



地域での復旧活動により通水

農林水産業共同利用施設災害復旧事業 【1, 422百万円】

対策のポイント
東日本大震災等の激甚災害により被災した、農林水産業共同利用施設の復旧に要する経費の一部を国が負担します。

＜背景／課題＞
・農林水産業者の経営の維持と安定を図るため、東日本大震災等の激甚災害により被災した農協同組合等が所有する農林水産業共同利用施設の復旧が求められています。

政策目標
被災農林水産業者の持続的な経営の安定に寄与するための災害復旧制度の適切な運用

＜主な内容＞

1. **事業対象となる施設の所有者**
農協同組合、農協同組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、水産業協同組合、農事組合法人、一般社団法人、一般財団法人、地方公共団体
(農林水産業共同利用施設 について)

・農協同組合等が所有する施設
農林水産業用の倉庫、加工施設、共同作業場、市場施設、種苗生産施設、養殖施設、公害防止施設など
・地方公共団体が所有する施設
種苗生産施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、公害防止施設（農林水産物の生産又は処理加工に伴って生ずる公害の防止のために必要なものに限る。）、産地市場施設（水産関係施設に限る）など

2. **助成対象**
農協同組合等が所有する農林水産業共同利用施設で、1箇所の工事の費用が40万円（激甚災害法第6条の規定に基づく政令で定める地域（告示地域）内）については13万円）以上の災害復旧事業

3. **補助率等（暫定法第3条、激甚災害法第6条）**

区 分	採択基準	補 助 率 等	
		40万円までの部分	40万円を超える部分
告示地域*	13万円以上	4/10	9/10
激甚災害 その世の地域	40万円以上	3/10	5/10

(※告示地域とは激甚災害法施行令第19条の規定に基づき告示された地域)

【参考】事業の根拠となる法律

- ・農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律169号）
- ・激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律150号）

【お問い合わせ先：経営局総務課（03-3502-6442（直））】

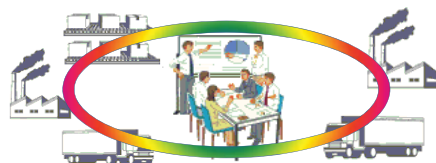
食料基地をつなぐ物流拠点機能強化等支援事業 【1, 733百万円】

東日本大震災の被災地における食料の物流拠点の整備等に対する支援を行うことにより、東北地域全体での食料供給機能を強化

1. 食料の物流拠点の構築に係る協議会の設置 【12.2百万円】

東北地域で災害時においても円滑な食料供給を可能とする物流拠点を構築するため、被災地以外の関係者も含めた協議会の設置・運営にかかる費用を支援

(開催地) 岩手県、宮城県、福島県
(補助率) 定額
(交付先) 民間団体



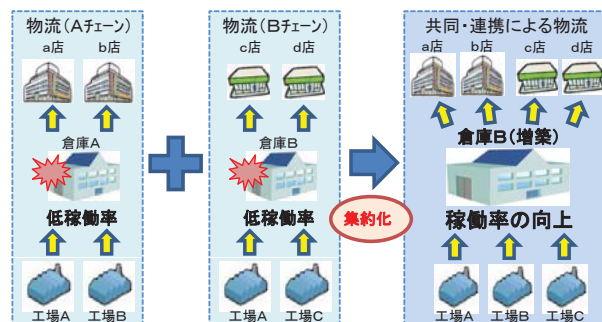
【協議事項：例】
○地方自治体・行政、食品関連事業者、物流業者等の関係者が集まり、個々では解決できなかった平時と緊急時における物流ネットワークの構築や在庫のあり方等について協議

2. 食料の物流拠点の機能強化 【1, 721百万円】

食品製造業者、加工食品卸業者等の共同・連携による、被災地の物流拠点の新設や増改築を支援

(対象地域) 岩手県、宮城県、福島県（増改築5地区、新設5地区を想定）
(補助率) 1/2
(交付先) 民間団体

【支援対象：例】
○被災した物流拠点の集約化
→ 倉庫上屋の増改築、倉庫装置の増設
○被災した食品製造業者・卸・小売業の新たな物流拠点の整備
→ 自動倉庫の新設、出入庫システムの導入



卸売市場施設災害復旧事業

【300百万円】

東日本大震災により、津波の被害を受けた地方卸売市場を卸売市場施設災害復旧事業により、復旧・機能高度化を図り、被災地域の生鮮食料品等の安定的な供給体制を確保。

補助率：1/2（機能高度化は1/3）

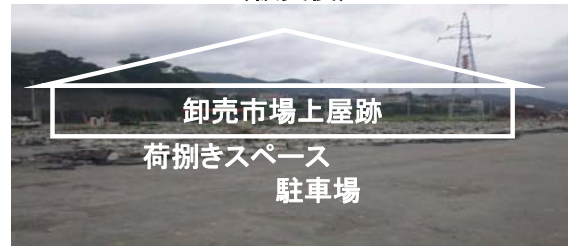
交付先：国→県→市場開設者

補助対象：津波により全壊の被害を受けた地方卸売市場

〈被災前〉



〈被災後〉



【参考】

卸売市場施設の災害復旧は、1次補正予算において、中央卸売市場に対しては「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」により補助率を4/10から2/3へ嵩上げ、地方卸売市場に対しては補助対象を拡大するとともに、補助率を1/3から1/2へ嵩上げ（阪神・淡路大震災の対応と同じ措置）

被災農家経営再開支援事業

【2,060百万円】
（平成23年度第1次補正予算額 5,221百万円）

対策のポイント
東日本大震災で被害を受けた地域において、地域の取組として、経営再開に向けた復旧作業を共同で行う農業者に対して、経営再開のための支援金を交付し、地域農業の再生と早期の経営再開を目指します。

＜背景／課題＞

- ・東日本大震災において、津波等の影響により平成23年度以降の生産を断念せざるを得なくなった農地や倒壊した畜舎が多く発生しています。
- ・これらの農地や畜舎で経営を再開するためには、ゴミや木の除去、農地や畜舎周辺の清掃や水路等の補修のみならず、除草や土づくりなど農地等の生産力を回復させるための作業や、畜舎や放牧地の整備等の作業を行い、営農が可能な状態にしていく必要があります。
- ・このため、経営再開の意思のある被災農家が、地域において共同で行う復旧作業等の取組に対して助成（経営再開支援金）を行い、地域農業の再生と早期の経営再開を図ります。

政策目標
被災地域における地域農業の再生と早期の経営再開の実現

＜主な内容＞

1. 経営再開支援金
復旧作業を共同で行う農業者に対して、復興組合等を通じてその活動に応じ経営再開支援金を支払います。（地域で復興組合等を組織）

補助率：定額
事業実施主体：県、市町村

- (1) 水田作物・野菜・果樹
農作物の作付が困難となった農地のうち、共同で復旧作業を行うものの面積に対して支援金を交付します。

営農の種類	支援単価
水田作物	3.5万円/10a
露地野菜（花きを含む）	4.0万円/10a (7.0万円/10a)
施設野菜（花きを含む）	5.0万円/10a (14.0万円/10a)
果樹	4.0万円/10a (9.0万円/10a)

注：単価の（ ）は自力で施設の撤去等を行う場合。

(2) 畜産
飼養再開に係る共同作業を行う場合に、家畜・家禽の頭羽数当たりで支援金を交付します。

家畜の種類	支援単価
乳用牛	29,700円/頭
肉用牛 (繁殖経営)	182,200円/頭
肉用牛 (肥青経営)	21,700円/頭
肉用牛 (育成経営)	10,500円/頭
豚 (繁殖豚)	22,400円/頭
鶏 (採卵鶏)	12,000円/千羽

2. 推進事務費
県又は市町村が経営再開支援金の交付に係る業務を実施するために必要となる事務経費です。

補助率：定額
事業実施主体：県、市町村

お問い合わせ先：
1の(1)及び2の事業
生産局穀物課 (03-3597-0191 (直))
生産局園芸作物課 (03-3502-5961 (直))
1の(2)の事業
生産局畜産企画課 (03-3502-0874 (直))

被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業

- 東日本大震災により、甚大な被害を受けた被災農家等の生活再建に向けて、その基盤となる農地の確保を行うことが緊要。
- 一方、避難先等の地域においても荒廃した耕作放棄地の再生利用は喫緊の課題。
- このため、耕作放棄地を活用し、被災農家等の営農活動の再開を支援。

事業費・国費

3次補正事業費 1,745百万円
(うち国費1,745百万円)

対象地域

避難元が被災地域

補助対象

耕作放棄地対策協議会

補助率

定額(雑草、雑木等の除去5万円/10a等)
1/2以内等

交付の流れ

国 → 都道府県耕作放棄地対策協議会
→ 地域耕作放棄地対策協議会
→ 取組主体(被災農家等)



再生作業
(雑草、雑木等の除去)



土づくり

被災農家等が自ら農業経営を営む場合

被災農家等



○移転先で耕作放棄地を活用して農業経営を再開したいが、支援がないだろうか。

耕作放棄地対策協議会



○被災農家等の営農再開に向けて行う、耕作放棄地の再生作業や基盤整備等を支援します。

【主な支援内容】

- ・再生作業(雑草、雑木等の除去) 5万円/10a
※抜根等を伴う場合は10万円/10a
- ・整地等 5万円/10a
- ・土づくり 5万円/10a
- ・施設等補完整備(小規模基盤整備) 5万円/10a

※その他の基盤整備、農業用施設、農業用機械の導入等は補助率1/2以内等

実証ほ場で雇用形態により営農活動を行う場合

被災農家等



○新しい土地ですぐに農業経営するのは不安。営農再開に向けて支援を受けながら少しずつ地域に慣れて行けないだろうか。

耕作放棄地対策協議会



○協議会が運営する実証ほ場で雇用形態により営農活動を行うことができます。

【主な支援内容】

- 協議会が、被災農家等を雇用し、
- ・耕作放棄地の再生作業
- ・再生した農地で営農を実証するための農作業を実施(被災農家等に対し賃金を支給)

農業基盤復旧復興整備計画策定事業（公共）

【2, 000百万円】

対策のポイント

被災農地の復旧・復興に係る農業基盤の整備計画を策定するとともに農地集積のための農業者団体等の活動を支援します。

<背景／課題>

- ・東日本大震災に伴う津波により、沿岸部の重要な食料供給基地である農業地域が壊滅的な被害を受け、農地・農業用排水施設などの農業生産の基盤が破壊され、地域農業に大きな支障が生じています。
- ・地域農業の再興に向けた農業基盤整備を円滑に進めるためには、市町村の復興計画の策定作業と密接に連携しながら農業基盤の整備計画を策定し、農地の大区画化や換地等による農地集積を促進する必要があります。

政策目標

東日本大震災の津波により被害を受けた農地の早期営農再開

<主な内容>

1. 農業基盤の整備計画の策定
農地・農業用施設について、各市町村の「復興計画」を具体的な施設整備に反映させるための整備計画の策定や個別地区の土地改良事業計画の策定を行います。

補助率：定額
事業実施主体：国

2. 農地集積のための調査・調整

5000百万円
区画整理、換地等に伴う農地集積のための農業者団体等による調査・調整活動を支援します。

補助率：定額
事業実施主体：市町村、土地改良区、農業協同組合

お問い合わせ先：
1の事業 農村振興局防災課 (03-3502-6430 (直))
2の事業 農村振興局農地資源課 (03-6744-2208 (直))

農業者等の金融支援

【13, 745百万円】

対策のポイント

東日本大震災による被害を受けた農業者等に対して、速やかな復旧・復興のために必要となる資金が円滑に融通されるよう利子助成金を交付します。

<背景／課題>

- ・東日本大震災により農業者等には重大な被害が発生しており、速やかな復旧・復興のためには必要な資金が円滑に調達されることが重要です。

政策目標

意欲ある多様な農業者による農業経営の特性に応じた資金調達の円滑化

<主な内容>

1. 農業者等の負担軽減のための実質無利子、無担保・無保証人貸付等
被害を受けた農業者が借り入れる日本政策金融公庫（日本公庫）等の復旧・復興関係資金について、一定期間（最長18年間）実質無利子、無担保・無保証人等での借り入れが可能となるよう、必要となる利子助成金及び交付金を交付します（融資枠：430億円）。

また、被害を受けた食品事業者等が復旧・復興の取組を行うための資金を円滑に調達できるよう、日本公庫が危機対応円滑化業務として、指定金融機関に対して、損害担保及び利子補給を行うために必要となる出資金を交付します（融資枠：120億円）。

農業経営復旧・復興対策利子助成金等交付事業 444百万円
事業実施主体：(財) 農林水産長期金融協会
株式会社日本政策金融公庫補給金 36百万円
事業実施主体：株式会社日本政策金融公庫
株式会社日本政策金融公庫出資金 6, 304百万円
事業実施主体：株式会社日本政策金融公庫
農業経営復旧・復興対策特別保証事業 6, 961百万円の内数
事業実施主体：(独) 農林漁業信用基金及び農業信用基金協会

2. 信用補完機関の財務基盤強化を通じた新規融資の円滑化

被害を受けた農業者が新規融資を受けやすくなるよう、農業者の信用補完を行う機関（農業信用基金協会及び(独) 農林漁業信用基金）の財務基盤の強化を図るため、以下の資金を交付します。

- ① 債務保証に係る代位弁済の集中的な実行により財務基盤が急激に悪化する中、代位弁済及び保険金支払いを確実に行うための財源としての補助金及び交付金
- ② 被災農業者の再生計画の作成支援その他債務整理の支援を行う第三者委員会の運営経費の財源としての交付金

農業経営復旧・復興対策特別保証事業 6, 961百万円の内数
事業実施主体：(独) 農林漁業信用基金及び農業信用基金協会

お問い合わせ先：経営局金融調整課 (03-3501-3726 (直))]

農業者等の金融支援措置の概要

1. 1次補正から実施しているもの

		資金名	資金用途	償還期限 (据置期間)	貸付金利等	融資枠
公庫資金	運転	セーフティネット資金	中長期運転資金	13年(6年)	最長18年間実質無利子 無担保・無保証人	1次補正 400億円 3次補正 400億円 (合計 800億円)
	施設等	スーパーL資金	施設の修理・整備等	28年(13年)		
		農林漁業施設資金	施設の修理・整備等	18年(6年)		
	負債整理	経営体育成強化資金	施設の修理・整備等 借換	28年(6年)		
民間資金	施設等	農業近代化資金	施設の修理・整備等	18年(10年)		
	負債整理	農業経営負担軽減支援資金	借換	15年(3年)		

2. 3次補正で追加されるもの

公庫	農業改良資金	生産・加工・販売分野での新たな 取組に係る施設等資金	13年(6年)	貸付全期間無利子(法定) 実質無担保・無保証人	30億円
	担い手育成農地集積資金	ほ場整備、用排水路の整備、農道 の整備等	28年(13年)		
指定金融機関 (商工中企等)	危機対応融資	中堅食品事業者等向け事業資金	20年(5年)	日本公庫による利子補給 (▲0.5%)・損害担保	120億円

漁業者等の金融支援

【4,684百万円】

対策のポイント

被災漁業者や水産加工業者・漁協等を対象とした災害復旧・復興関係資金について、実質無利子化・無担保・無保証人化等へ助成します。

＜背景／課題＞

震災により、漁船等の漁業生産の基盤や水産加工流通施設、漁業者の活動支援の中核的な役割を担う漁協に壊滅的な被害が生じています。このため、被災した漁業者・水産加工業者・漁協等の復旧・復興関係資金を円滑に融通することが必要です。

＜政策目標＞

**東日本震災における漁業者等の復旧・復興に当面必要な融資
資金329億円の融通の円滑化** (公庫資金融資枠54億円+民間資金保証枠275億円)

＜主な内容＞

1. 水産関係資金無利子化等事業
災害復旧・復興に必要な日本政策金融公庫資金(水産加工資金を含む。)、漁業近代化資金及び漁業経営維持安定資金の貸付金利を実質無利子化します。また、無利子化する公庫資金について、無担保・無保証人融資が可能となる融資制度の構築に必要な額を日本政策金融公庫に対し出資します。

融資枠：221億円(うち公庫資金54億円、近代化資金107億円、維持安定資金60億円)
補助率：定額
事業実施主体：全国漁業協同組合連合会、日本政策金融公庫

2. 漁業者等緊急保証対策事業
漁業者・漁協等の復旧・復興関係資金等について、無担保・無保証人融資を推進するための緊急的な保証について支援します。

保証枠：275億円(漁業近代化資金及び漁協等向け資金を含む民間融資を対象)
補助率：定額
事業実施主体：漁業信用基金協会、独立行政法人農林漁業信用基金

※ 平成23年度第1次補正予算において、4,785百万円を計上

お問い合わせ先
1、2の事業(水産加工資金関係は除く。)
水産庁水産経営課(03-3502-8418(直))
1の事業のうち水産加工資金関係
水産庁加工流通課(03-3502-8203(直))

漁業者・水産加工業者等の復旧・復興等のための金融支援について

公庫資金、漁業近代化資金及び漁業経営維持安定資金で891億円の実質無利子化措置、905億円の無担保・無保証人化措置等により、漁業者・漁協等の復旧・復興等を支援

	資金名	融資枠	保証枠	実質無利子化	無担保・無保証人化	対象者	資金使途	講じる措置の概要
公庫資金	緊急運転(中長期)	セーフティネット資金	-	○	○	漁業者	災害復旧の長期運転資金	一 定期間無利子(最長18年) 無担保・無保証人貸付
	施設復旧・復興等	農林漁業施設資金(災害復旧)				漁業者等	施設等(漁船を含む。以下同じ。)の修理	
		水産加工資金				水産加工業者	施設資金	
		漁船資金等				漁業者等	施設等資金、長期運転資金	
	負債整理	漁業経営安定資金				漁業者	借換資金	

民間資金	施設復旧・復興等	漁業近代化資金	427億円(107億円)	905億円(275億円)	○	○	漁業者等	施設等資金、長期運転資金	一 定期間無利子(最長18年) 無担保・無保証人貸付
	緊急運転、施設復旧等	一般事業資金	-		-	○	中小漁業者等	施設等資金、運転資金(長期、短期)、借換資金	無担保・無保証人貸付
		漁協経営再建資金	290億円		○	○	漁協等	施設等資金、運転資金、借換資金	全期間無利子(最長15年) 無担保・無保証人貸付
	負債整理	漁業経営維持安定資金	60億円(60億円)		○	○	漁業者	借換資金(負債整理資金)	全期間無利子(最長18年) 無担保・無保証人貸付

注 () 書きは3次補正で追加した融資枠・保証枠。

災害復興林業信用保証事業

【130百万円】

対策のポイント
被災した林業者・木材産業者の災害復旧・復興に必要な資金について、保証料の負担軽減を図ります。

背景／課題
・ 東日本大震災により被災した林業者・木材産業者が、災害復旧・復興に取り組むための資金の円滑な調達を支援する必要があります。

政策目標
災害復旧・復興に必要な資金の融通の円滑化

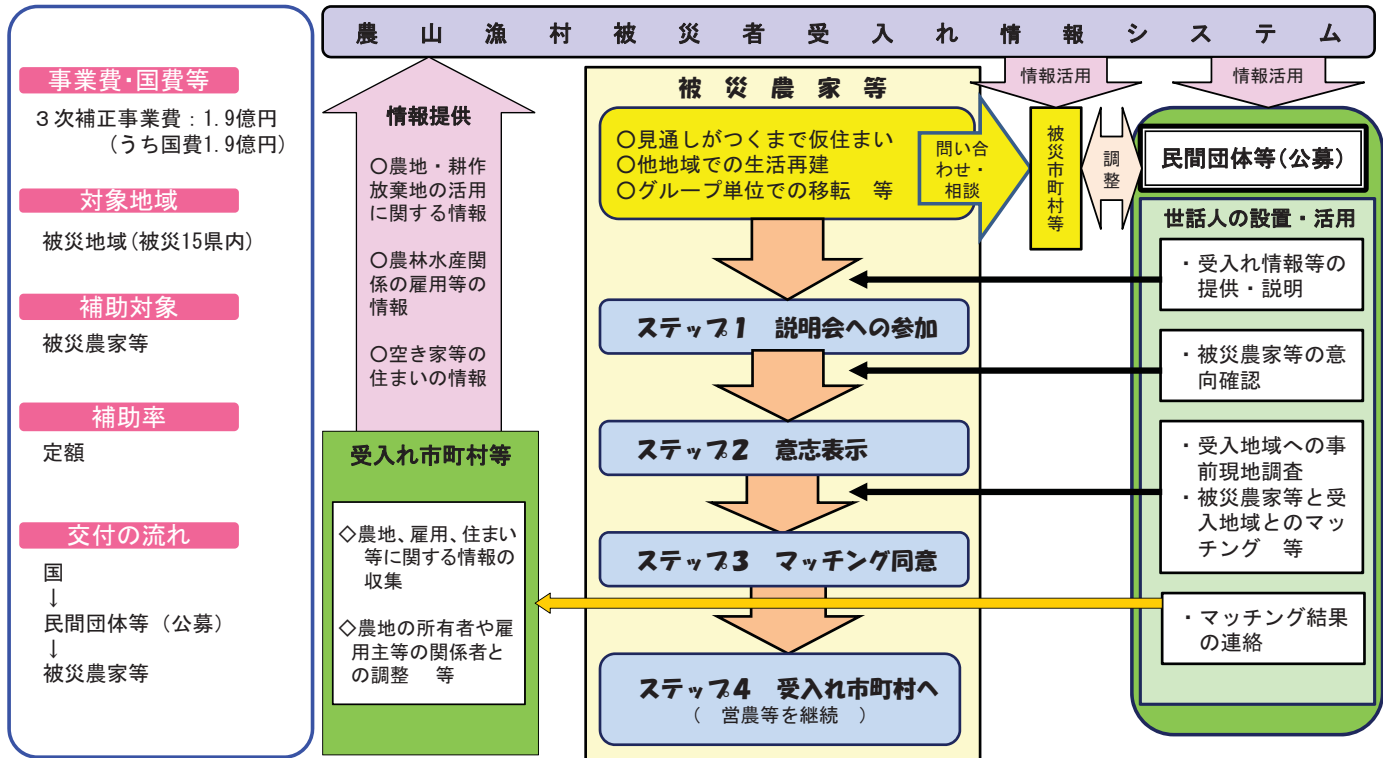
＜主な内容＞
被災林業者・木材産業者の保証料負担軽減のための支援
被災林業者・木材産業者の災害復旧・復興関係資金の調達に係る保証について、保証利用者の負担軽減を図るために保証料の助成を行います。

補助率：定額
事業実施主体：(独) 農林漁業信用基金

【お問い合わせ先：林野庁企画課(03-3502-8037(直))】

農山漁村被災者受入円滑化支援事業

○ 被災地から他の地域へ移転を行わざるを得ない被災農家等に対し、「農山漁村被災者受入れ情報システム」による農地、雇用、住まい等に関する情報の提供に加え、受入れ可能な農山漁村地域とのマッチングの推進等の支援を実施。



32

6次産業化先導モデル育成事業

【1,387百万円】

被災地の農林漁業者等による、生産・加工施設の整備、食品産業事業者・観光業者等との連携や、被災地の農林漁業への新技術導入等を支援し、先導的な6次産業化の取組を推進

＜主な内容＞

1. 施設整備

【1,375百万円】

被災地以外の地域も含めた農林漁業者、食品産業事業者等が連携し、被災地において、①農林漁業者等の雇用、②6次産業化の推進、を行う場合に、農林水産物の生産・加工施設、食品加工工場・販売施設等の整備を支援（25地区を想定）



2. 6次産業化推進計画の策定

【300万円】

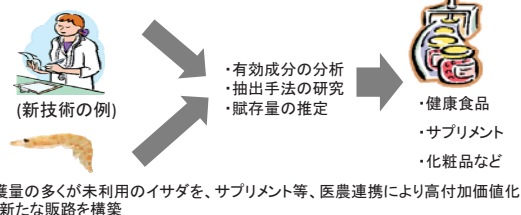
農林漁業者、食品産業事業者、観光業者等が連携し、被災地の農林水産物加工品の付加価値を高める取組や、当該加工施設等を訪ねる取組等を進める6次産業化推進計画の策定を支援（3地区を想定）



3. 被災地の農林漁業への新技術導入等の実証

【900万円】

被災地の農林漁業において、新技術導入による生産方式改良等を図るための技術実証の実施を支援（9地区を想定）



対象地域 青森、岩手、宮城、福島、茨城

補助率 1、2の事業：国1/2、民間団体1/2
3の事業：定額

交付先 国→民間団体

33

種苗の放射性物質測定体制の強化

【40百万円】

輸出先国等が求める種苗及びその生産ほ場の放射性物質濃度のデータを提供するため、**(独)種苗管理センター**に放射性物質の測定機器を整備し、輸出種苗等の放射性物質濃度の測定・証明を実施

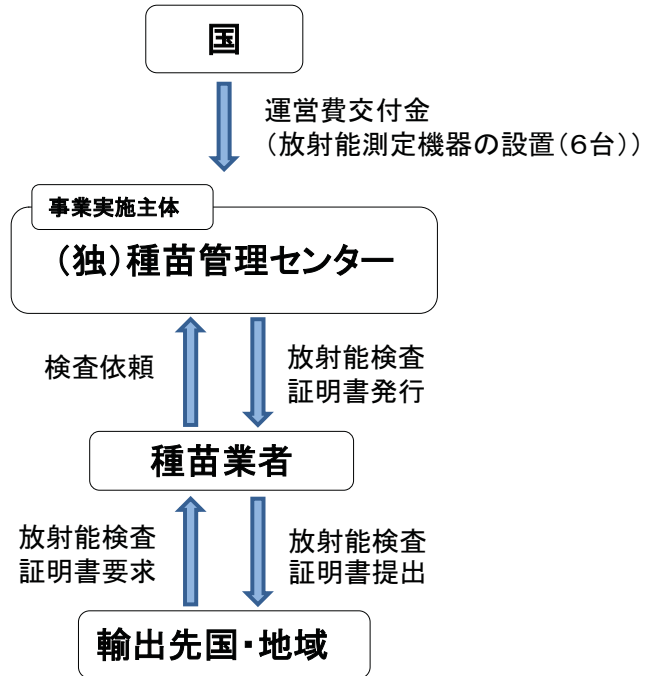
補助率：定額（運営費交付金）

整備内容：放射能測定機器6台等

交付先：国→（独）種苗管理センター

（参考）

輸出される種子は、単に商品としての種苗の流通ばかりでなく、海外で採種を行うためのもと種となる種子としても流通



34

農産物等輸出回復事業

【100百万円】

日本産食品等の安全性や魅力に関する情報を諸外国で発信し、日本産食品等の信頼と輸出の回復を図る

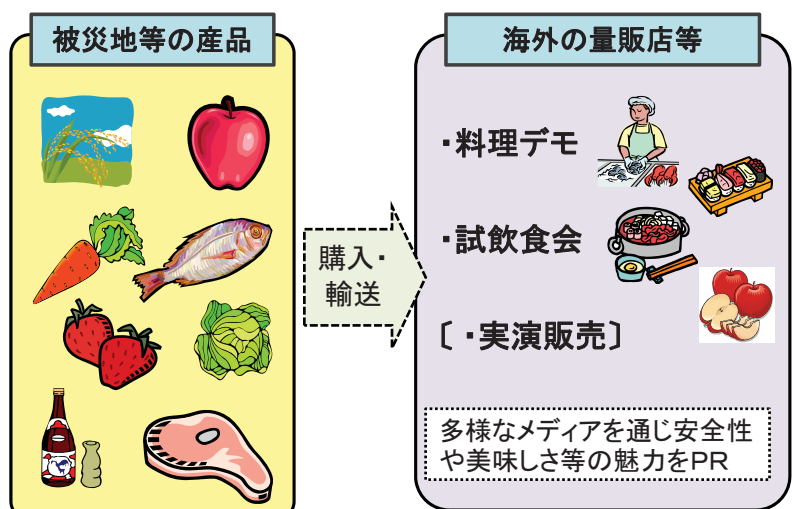
海外の大規模量販店等において、被災地域等の日本産品の料理デモ、試飲食会、実演販売、情報発信等を実施。

- ・実施地域：4ヶ国（6都市）
（香港、シンガポール、台湾（台北、高雄）、米国（NY、LA））
- ・補助率：定額
- ・委託先：国→民間団体

（参考）

- ・原発事故を受けて40を超える国・地域が輸入規制を実施
- ・日本産食品の輸出は、23年4月▲22.9%、5月▲22.2%（貿易統計）と大幅に減少

（イメージ）



（注：実演販売にかかる経費については実施者負担）

35

食と地域の結びつき被災地緊急支援事業
【547百万円】

対策のポイント
東日本大震災を契機に重要性が再認識された『人と人との絆』を活かし、農山漁村コミュニティの維持・再生を図る自立的な取組への支援やボランティア活動と農山漁村のニーズとのマッチングを実施します。

＜背景／課題＞

東日本大震災を契機に重要性が再認識された『人と人との絆』を活かしつつ、被災した農山漁村地域の早期復興を図ることが喫緊の課題です。
このためには、食を始めとする豊かな地域資源や『人と人との絆』を活かした集落ぐるみの多様な取組を推進することにより、農山漁村コミュニティの維持・再生、所得の向上及び雇用の創出を図るとともに、都市住民、企業、NPOなど国民各層による被災農山漁村におけるボランティア活動への参加を促進する必要があります。

政策目標
約20億円規模の集落型の経済活動を創出（平成25年度）
被災農山漁村における4万人のボランティア参加（平成23年度）

＜主な内容＞

1. 農山漁村コミュニティ活性化対策

300百万円
東日本大震災で被災した農山漁村の早期復興に向け、農山漁村のコミュニティの維持・再生、所得の向上及び雇用の創出を図るため、食を始めとする豊かな地域資源や『人と人との絆』を活かした集落ぐるみの多様な取組について、国が集落等に
対し直接支援します。

補助率：定額（1地区当たり上限500万円又は250万円）
事業実施主体：集落等

2. 被災農山漁村ふるさと応援対策

247百万円
被災農山漁村において、農林漁業の再開やそれに関連する集落共同活動等に係る都市住民、企業、NPOなど国民各層によるボランティア活動への参加を促進するため、ボランティア希望者と被災農山漁村におけるニーズとのマッチングを行う民間団体等の活動を支援するとともに、ポータルサイトの構築及び普及・啓発を行います。

補助率：定額、ほか委託費
事業実施主体：民間団体等

【お問い合わせ先：農林振興局都市農村交流課（03-3502-0030（直））】

農山漁村再生可能エネルギー導入事業(H23第3次補正)

被災地域において地域の資源を活用した再生可能エネルギーの導入を応援します。
【331百万円】

1. 再生可能エネルギー導入調査

【31百万円】

【事業内容】

・被災地域(岩手県、宮城県、福島県(県境地域を含む。))で農林地、海域や太陽光、風、水、バイオマス等の資源を活用した再生可能エネルギーの導入可能性を明らかにします。
・導入可能性調査の手法を確立します。
(委託先)民間団体



2. 小水力発電導入調査設計

【170百万円】

【事業内容】

・国営造成施設において、小水力発電施設導入に向けた調査や設計を実施します。
(委託先)民間団体



3. 再生可能エネルギー導入調査設計・施設整備

【130百万円】

①一般型

【事業内容】

・小水力・太陽光発電設備など再生可能エネルギー導入に係る調査設計や施設整備を支援します。
(補助率)調査設計(定額)・施設整備(1/2以内)
(事業実施主体)民間団体



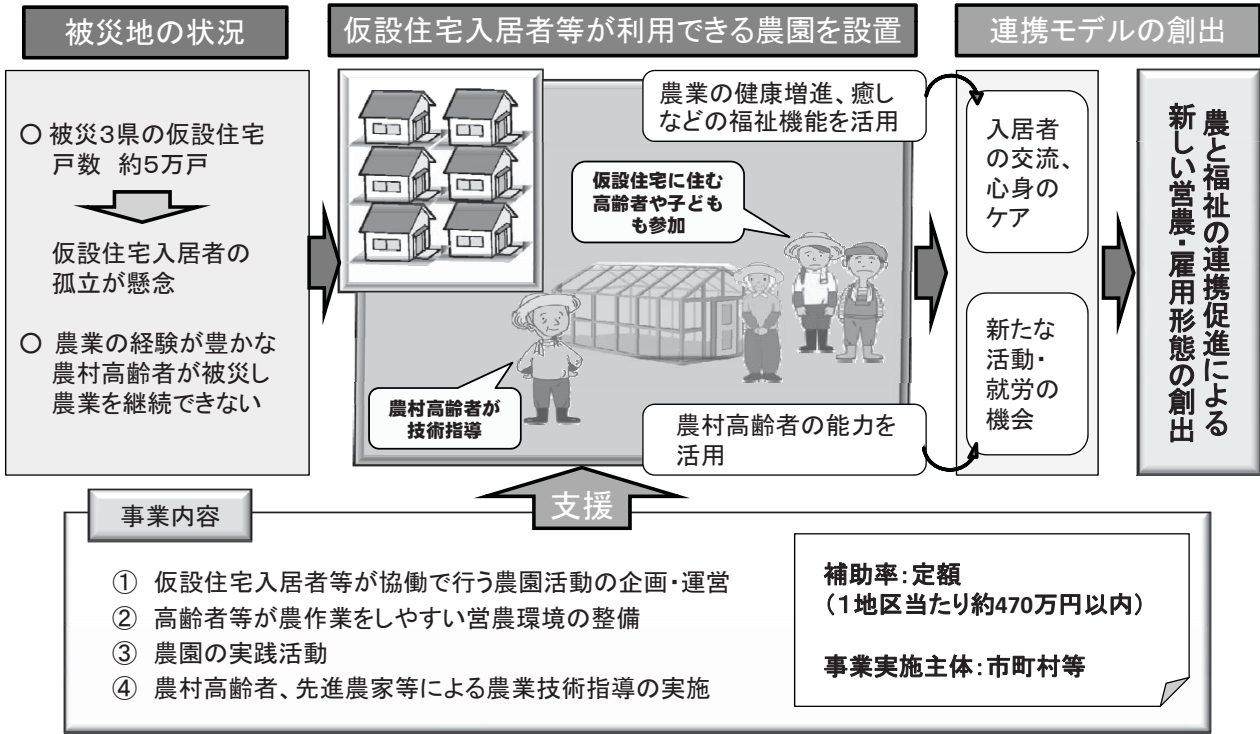
②小規模簡易型

【事業内容】

・マイクロ水力発電施設(出力100kW以下)を活用したモデル的な取組を支援します。
(補助率)調査設計(定額)・施設整備(1/2以内)
(事業実施主体)民間団体



- 被災地において、市町村等が農園を設置し、仮設住宅入居者等が参加して行う営農活動を支援
- 農業技術指導を行うことを通じ、農村高齢者に新たな活動・就労の場を提供
- 農作業を通じての心身のケアや地域コミュニティの再生に貢献



山林施設災害復旧等事業 (公共) 【39, 230百万円】

対策のポイント
地震や津波により被災した治山施設等を早期に復旧し、再度災害の発生を防止します。

＜背景／課題＞
・東日本大震災では、海岸部の保安林に甚大かつ広域に及び被害が発生するとともに、地震による山腹崩壊や林道の損壊が発生しており、放置すると豪雨や風浪等により再度災害が発生するおそれが高いこと等から早期に復旧することが必要です。
・また、津波エネルギーの減衰や漂流物の捕獲などに効果を発揮した海岸部の保安林は、樹木が壊滅的な被害を受けただけでなく、その造成基盤である地盤も侵食等により被災しており、海岸部の保安林の早期再生を図るため、被災した地盤の復旧を早急に図る必要があります。

政策目標
被災した山林施設等の速やかな復旧整備

＜主な内容＞

1. 山林施設災害復旧事業 38,919百万円
地震、津波により被災した治山施設、林道施設の災害復旧を実施します。

〔国費率 (基本) : 10/10、2/3、6、5/10、5/10※
事業実施主体 : 国、都道府県、市町村、森林組合等〕

2. 山林施設災害関連事業 311百万円
施設災害復旧事業を実施するのみでは、再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められる場合に、これと併せて行う当該被災施設又はこれを含めた一連の施設の改良事業等を実施します。

〔国費率 (基本) : 10/10、5/10※
事業実施主体 : 国、都道府県〕

※激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律による嵩上げ制度あり

上記のほか、台風12号等に係る災害復旧等事業80,603百万円を計上

お問い合わせ先:

1. 治山施設
林野庁治山課山地災害対策室 (03-3501-4756 (直))
林道施設 (03-6744-2304 (直))
林野庁整備課 (03-3501-4756 (直))
2. 林野庁治山課山地災害対策室 (03-3501-4756 (直))

緊急治山対策（公共）

【18, 442百万円】

対策のポイント

- ・東日本大震災により発生した山腹崩壊地等における復旧整備、被災した海岸防災林の復旧・再生を推進します。
- ・東海・東南南海地震等により再度災害が発生するおそれが高い崩壊地等における復旧整備や津波等に備えた海岸防災林の防潮堤等の整備を推進します。

＜背景／課題＞

- ・東日本大震災では、海岸部の保安林に甚大かつ広域に及ぶ被害が発生するとともに、山間地でも山腹崩壊等の被害が多数発生しました。
- ・東海、東南南海地震等が高い確率で発生すると想定される中で津波や山地災害に対する住民の不安が高まっており、緊急的に対応する必要がある崩壊地の復旧対策等が急務となっています。

政策目標

緊急的な治山対策による被災地及び東海・東南南海地震等により災害発生のおそれが高い地域の災害防止

＜主な内容＞

1. 緊急復旧治山、海岸防災林復旧・再生対策（被災地対策）
東日本大震災で発生した山腹崩壊地等における復旧整備や被災した海岸防災林の復旧・再生を実施します。

2. 緊急復旧治山、海岸防災林機能強化対策（全国防災対策）

東海・東南南海地震等により、災害の危険性が高く地域住民の不安が高まっている地域など、緊急的に対応する必要がある崩壊地等の集中的な復旧整備、津波等に備えた海岸防災林の防潮堤等の整備を実施します。

復旧治山事業	11, 227百万円
防災林造成事業	1, 923百万円
民有林直轄治山事業	1, 199百万円
等	等
国費率：10／10、2／3、1／2等	
事業実施主体：国、都道府県	

（※海岸防災林の整備は、防災林造成事業及び民有林直轄治山事業に含まれる。）

【お問い合わせ先：林野庁治山課（03-6744-2308（直））】

復興支援森林整備緊急対策（公共）

【15, 575百万円】

対策のポイント

被災地等において間伐等の森林施業と丈夫で簡易な路網の開設や既設路網の機能強化等の基盤づくりを実施します。

＜背景／課題＞

- ・東日本大震災により、林地荒廃や林道施設等の被害が発生している中、今後、台風や豪雨等により更なる被害の拡大が懸念されることから、間伐等の森林施業を行い、森林の公益的機能を持続的に発揮する、「災害に強い森林づくり」を推進することが必要です。
- ・また、円高が進行する中、輸入木材価格が下落し、国産材価格にも影響を及ぼす恐れがあることから、路網の整備と計画的な施業を一体的に実施すること等により低コスト化を図り、搬出間伐を推進し、林業の再生を図ることが必要です。
- ・さらに、間伐や除伐等の森林施業は、山村地域における雇創出し、地域の活性化に貢献することが期待されています。

政策目標

○森林の公益的機能の発揮により「災害に強い森林づくり」を推進
○間伐等森林施業の低コスト化の推進
○山村地域における雇創出

＜主な内容＞

1. 復興支援森林整備緊急対策（被災地対策）
特定被災地方公共団体及び東日本大震災により林地荒廃等の森林被害が発生した地方公共団体等において、適切な間伐等の森林施業と路網の機能強化等の基盤整備を実施します。

2. 復興支援森林整備緊急対策（全国防災対策）

東海・東南海・南海地震の防災対策推進地域に指定された市町村のうち、過去に林地荒廃等の森林被害が頻発した市町村を中心に、適切な間伐等の森林施業と路網の機能強化等の基盤整備を実施します。

森林環境保全直接支援事業	7, 136百万円
林業専用道整備事業	456百万円
等	等
国費率：3／10、45／100、10／10等	
事業実施主体：国、都道府県、市町村、森林所有者、（独）森林総合研究所	

【お問い合わせ先：

林野庁整備課（03-6744-2303（直））】

木材加工流通施設等復旧対策

【11, 240百万円】

対策のポイント
被災した木材加工流通施設の復旧等や特用林産施設等の復旧・再建、被災した林業機械の復旧を支援します。

<背景／課題>

被災地の一刻も早い復旧のためには、木材加工流通施設や特用林産施設等の復旧・再建を支援することによって、地域経済の再生と雇用の創出に寄与するとともに、必要となる木材を安定的に供給して行くことが急務です。
被災した木材加工流通施設や特用林産施設等の復旧、津波により流出した林業機械にかわる高性能林業機械等の復旧・整備等を支援し、木材等の安定的な生産、供給体制を再建します。また、地域の主要産業である林業・木材産業の活動を再開すること等により、地域住民の雇用・生活の場を確保していくこととします。

政策目標

被災した木材加工流通施設や特用林産施設等での安定的な生産、供給体制の再建（被災した施設等の地域材95万m³の生産能力の復旧等）

<主な内容>

1. 木材加工流通施設の復旧等

被災した製材、合板、チップ工場等の施設整備（点検修理・復旧等）を支援します。

10, 810百万円

補助率：1/2

事業実施主体：森林組合、製材生産業者、木材加工業者、林業者等の組織する団体等からなる協議会等の構成員

2. 特用林産施設等復旧・再建対策

290百万円

(1) 特用林産施設等の復旧対策

きのこや木炭等特用林産物の生産、加工及び流通施設の復旧、被災事業者の次期生産に必要な生産資材の購入を支援します。

(2) 放射性物質の防除対策

ほた木の洗浄機械や簡易ハウスなど放射性物質の防除施設の整備を支援します。

(3) 種苗生産施設の復旧・整備

被災した種苗生産施設の復旧等のための廃棄、土壌分析、土壌改良、育苗機械や施設整備等を支援します。

補助率：1/2

事業実施主体：森林組合、農事組合法人、林業者の組織する団体等

3. 林業機械の復旧

140百万円

被災地域における、被災した高性能林業機械等の復旧・整備を支援します。

補助率：1/2

事業実施主体：森林組合、林業事業者等

お問い合わせ先：

1の事業	林野庁木材産業課	(03-6744-2291 (直))
2(1)、(2)の事業	林野庁経営課	(03-3502-8059 (直))
2(3)の事業	林野庁研究・保全課	(03-3502-8243 (直))
3の事業	林野庁経営課	(03-3502-8055 (直))

**復興木材安定供給等対策
（「森林整備加速化・林業再生基金」の延長）**
【139,946百万円】

対策のポイント
復興に必要な木材を安定供給するために必要な搬出間伐の実施、路網や木材加工施設の整備等川上から川下に至る総合的な取組を支援します。

＜背景／課題＞

- ・東日本大震災により、東北地方では多くの住宅等が被災するとともに沿岸部を中心として木材加工施設等に壊滅的な被害をもたらしました。
- ・今後、本格的に被災した住宅等の復興が始まる中、被災地域だけでは賸りきれない復興に必要な木材を全国規模で安定供給するための対策等を講じる必要があります。
- ・現下の円高状況下でも輸入材に対抗できる体制を確立し、内需振興型産業である林業、木材産業の再生を図る必要があります。

政策目標
平成27年度（集中復興期間）までに復興に必要な木材を安定供給する体制を構築

＜主な内容＞

平成21年度第1次補正予算で各都道府県に造成した森林整備加速化・林業再生基金を延長して、地域の課題解決に向けた以下のような取組を支援します。

- ①地域協議会の運営、調査等
- ②復興木材確保に資する間伐の実施
- ③効率的な木材生産に必要な林内路網の整備
- ④森林境界の明確化
- ⑤被災地域の復興に必要な原木を増産するための林業機械の整備
- ⑥間伐材原木等の流通コスト支援
- ⑦木材加工流通施設の体制整備
- ⑧バイオマス関連施設の体制整備

補助率：定額、1/2
事業実施主体：地方公共団体、森林組合、民間事業者等

お問い合わせ先：

事業全体、①、④	林野庁計画課	(03-6744-2300 (直))
②、③	林野庁整備課	(03-6744-2303 (直))
⑤	林野庁経営課	(03-3502-8055 (直))
⑥、⑦	林野庁木材産業課	(03-6744-2294 (直))
⑧	林野庁木材利用課	(03-6744-2297 (直))

木質バイオマス関連施設の整備
【9,473百万円】

対策のポイント
東日本大震災からの復興に向け、被災地において木質系震災廃棄物をエネルギー利用するために必要な施設整備に対して支援します。

＜背景／課題＞

- ・東日本大震災からの復興に向けて、新しいまちづくりを推進するに当たっては、膨大な木質系震災廃棄物をエネルギー利用するとともに、その処理終了後は、未利用間伐材等を活用してエネルギーを持続的かつ安定的に供給することにより、林業の活性化や雇用の確保等を図ることが重要な課題です。
- ・このため、被災地において、木質系震災廃棄物や未利用間伐材等をエネルギー利用するために必要な施設整備に対して支援します。

政策目標
木質系震災廃棄物や未利用間伐材等を活用し、持続的かつ安定的なエネルギー利用を促進

＜主な内容＞

被災地域において木質系震災廃棄物や未利用間伐材等を活用する木質バイオマス発電施設・熱供給施設・木質燃料製造施設等の整備に対し支援します。

補助率：1/2以内
事業実施主体：民間事業者等

お問い合わせ先：林野庁木材利用課 (03-6744-2297 (直))

漁港関係等災害復旧事業（公共）

【234, 630百万円】

対策のポイント
地震や津波により被害を受けた漁港や海岸等を早期に復旧するため、災害復旧事業を実施します。

<背景／課題>

- 地震や津波により被害を受けた漁港等を復旧し、水産物供給機能の回復等を図るため、漁港等の災害復旧事業を早期に実施することが必要となっています。

政策目標

地域住民の生活の安定と水産物の安定供給体制の速やかな復旧

<主な内容>

1. 漁港施設等災害復旧事業 227, 657百万円
地震、津波により被災した漁港、海岸等の災害復旧を実施します。
- ※ 平成23年度第1次補正予算において、24, 606百万円を計上

2. 漁港施設等災害関連事業

6, 973百万円

漁港や海岸等の災害復旧事業の実施のみでは、再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められる場合に、当該被災箇所又はこれを含めた一連の施設について、構造物の強化等を行う災害関連事業を実施します。

国費率（基本）：2/3、6.5/10、5/10※
事業実施主体：国、都道府県、市町村等

- ※ 平成23年度第1次補正予算において、376百万円を計上

※ 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律による嵩上げ制度あり

上記のほか台風12号等に係る災害復旧等事業4, 724百万円を計上

【お問い合わせ先：水産庁防災漁科課（03-3502-5638（直））】

水産基盤整備事業（公共）

【20, 232百万円】

対策のポイント
被災した拠点漁港の流通・防災機能の強化や地盤沈下対策等を行います。
東海地震や東南海・南海地震などの防災対策強化地域における漁港の防災対策を強化します。

<背景／課題>

- 被災地域の水産業の本格的な復興を図るため、拠点漁港における流通機能や防災機能の強化を図るとともに、漁場の生産力の回復を図る必要があります。
- 東南海・南海地震防災対策推進地域等において、地震・津波災害に対する漁港の防災対策に係る緊急整備に取り組み必要があります。

政策目標

○ 地域住民の生活の安定と水産物の安定供給体制の速やかな復旧

<主な内容>

1. 拠点漁港等復興対策の推進（被災地対策）
拠点漁港における流通・防災機能の強化、水産加工場等漁港施設用地の嵩上げ・排水対策など漁港の地盤沈下対策を実施するとともに、漁場施設の被災状況調査と漁場の生産力回復のための整備、漁業集落の防災対策の緊急点検等を行います。

2. 漁港緊急防災対策の推進（全国防災対策）

東海地震や東南海・南海地震などの防災対策強化地域において、漁港の防災対策を強化するため、外郭施設等の機能強化や避難路等の緊急整備に取り組みます。

水産基盤整備調査費 1, 345百万円
直轄漁港整備事業 2, 000百万円
水産流通基盤整備事業 6, 971百万円
漁港施設機能強化事業 5, 061百万円
水産農産整備事業 1, 650百万円
水産生産基盤整備事業 3, 205百万円
国費率：10/10（うち漁港管理者2/10等）、1/2等
事業実施主体：国、地方公共団体、民間団体

- ※ 平成23年度第1次補正予算において、5, 408百万円を計上

【お問い合わせ先：水産庁計画課（03-3502-8491（直））】

養殖施設災害復旧事業

【10,743百万円】

対策のポイント
東日本大震災により被災した水産動植物の養殖施設の復旧について支援を行います。

<背景/課題>

- 東日本大震災により被災を受けた地域は、全国屈指の豊かな漁場に恵まれ、全国の水産物供給において大きな役割を果たしていることから、水産資源の回復と漁業・養殖業の早期復興が極めて重要な課題となっております。
- 特に養殖業については、多くの太平洋沿岸地域の養殖施設に甚大な被害が発生しており、早急な復旧を図る必要があります。

政策目標
激甚災害法に基づく、被害を受けた養殖施設の早急な復旧。

<主な内容>

養殖施設災害復旧事業

10,743百万円

激甚災害に対処するための特別な財政援助等に関する法律に基づき都道府県が実施する災害復旧事業について、復旧事業に要する経費の9/10の補助を行います。

補助率：9/10以内
事業実施主体：民間団体等

※ 平成23年度第1次補正予算において、23,965百万円を計上

お問い合わせ先：
水産庁栽培養殖課 (03-3502-0895 (直))

水産業共同利用施設復旧整備事業の概要

補助率：岩手・宮城・福島2/3
上記以外の道県1/2

【平成23年度3次補正予算要求額：73,108百万円】

背景

東日本大震災の発生による
共同利用施設の被害状況
(8月23日現在)

被害施設数：1,625施設
被害金額：1,228億円



荷捌き施設



水産物冷蔵施設



荷捌き施設と製氷施設

事業の内容

本格的な水産業の復興に向け、被災した共同利用施設の整備を支援

漁協・水産加工協等共同利用施設 復旧・復興関係【37,816百万円】

- 漁協等の共同利用施設の整備
- 個人経営から協業化する際の共同利用施設の整備



鮮度保持施設



水産加工処理施設

養殖施設復旧・復興関係 【20,062百万円】

- 漁協等の陸上・海上養殖施設、養殖関連施設の整備



ノリの乾燥施設



カキ・ホタテ等養殖施設

放流用種苗生産施設復旧・復興 関係【14,077百万円】

- 魚類・貝類種苗生産施設の整備
- さけ・ます種苗生産施設の整備



魚類・貝類種苗生産施設



さけ・ます種苗生産施設

漁港施設復旧・復興関係 【1,154百万円】

- 漁港の機能回復に必要な施設の整備
- 漁港環境の復旧に必要な施設の整備



岸壁等の軽劣化施設



漁港環境整備施設

被災地域の水産業の復興及び水産物の安定供給

水産業共同利用施設復旧支援事業 【25, 879百万円】

対策のポイント
被災した漁協等が水産業共同利用施設の原形復旧や機能復旧に必要な不可欠な機器等の整備を支援します。

＜背景／課題＞

- 被災地域において、我が国国民への水産物の安定供給にとって重要な役割を果たしてきた市場、冷凍・冷蔵庫、加工場などの共同利用施設が壊滅的な被害を受けました。
- 被災地住民のみならず、国民全体への水産物の安定供給を実現するための支援対策を緊急に講じる必要があります。

政策目標
被災した水産業共同利用施設を早期に復旧することで、国民への水産物の安定供給を実現

＜主な内容＞

被災した漁協・水産加工協等が水産業共同利用施設（製氷・貯氷施設、冷凍冷蔵施設、市場、荷さばき施設、加工施設等）の機能の早期復旧や施設の応急的な復旧・修繕に必要な不可欠な機器等の整備に要する経費を支援します。

補助率：2／3、1／2以内
事業実施主体：民間団体等

- ※ 平成23年度第1次補正予算において、1, 815百万円、平成23年度第2次補正予算において、19, 316百万円を計上

お問い合わせ先：
水産庁加工流通課（03-6744-2349（直））

加工原料等の安定確保取組支援 【236百万円】

対策のポイント
被災した漁協、水産加工協等が遠隔地から加工原料を確保する際に生ずる掛かり増し経費の一部を支援します。

＜背景／課題＞

- 本年3月の東日本大震災に伴い、太平洋沿岸域の水産業は壊滅的な被害を受け、水産業の基盤となる漁村にも甚大な被害が生じています。
- 地域の復興を進めていくためには、基盤産業として地域の経済・雇用を支えてきた漁業とその関連産業である流通・加工分野を展開する漁協、水産加工協等の早期復興が必要不可欠です。

政策目標
流通・加工分野を展開する漁協・水産加工協等の早期復興を促進

＜主な内容＞

地域の漁港において漁業・水揚げが本格的に再開される当面の間、緊急的に漁協、水産加工協等が、遠隔地から加工原料の確保等を行う際に生ずる掛かり増し経費の一部を支援します。

補助率：1／2以内
事業実施主体：民間団体等

お問い合わせ先：
水産庁加工流通課（03-6744-2349（直））
水産庁漁業調整課（03-6744-2364（直））

漁業・養殖業復興支援事業

【81,763百万円】

対策のポイント

- ・収益性の高い操業体制への転換を図る場合に必要な経費を支援します。
- ・養殖生産の早期再開のため経営再建の支援を行います。

<背景/課題>

- ・東日本大震災により東北地方及び関東地方太平洋側を中心に甚大な災害が発生し、幅広い地域で水産関係に壊滅的な被害が生じています。
- ・漁業復興のためには、震災後の環境に対応した収益性の高い操業体制への転換を図る必要があります。
- ・養殖業復興のためには、共同化による生産の早期再開に向けた経営の再建と安定的な生産体制の構築を図る必要があります。

政策目標

- 震災後の環境に対応した収益性の高い操業体制の構築
- 被災地における養殖業の早期再開と生産量の回復

<主な内容>

1. 漁業復興支援運営事業
漁獲から製品・出荷に至る生産体制を改革して収益性を向上する復興計画の策定・認定等に係る経費を支援します。
補助率：定額
事業実施主体：漁業協同組合等
2. 養殖復興支援運営事業
養殖業の生産活動の再開に向けて、安定的な水産物生産体制の構築を図る復興計画の策定・認定等に係る経費を支援します。
補助率：定額
事業実施主体：漁業協同組合等
3. がんばる漁業復興支援事業
地域で策定した復興計画に基づき、震災後の環境に対応し、震災前以上の収益性の確保を目指し、安定的な水産物生産体制の構築に資する事業を行う漁協等に対し、必要な経費（用船料、燃油代、水代等）を支援します。
補助率：定額（水揚げ金額では賄えない事業経費の9/10、2/3、1/2を支援）
事業実施主体：漁業協同組合等
4. がんばる養殖復興支援事業
地域で策定した復興計画に基づき、養殖業の復興を推進するため、5年以内の自立を目標とした共同化による生産の早期再開に必要な経費（施設等借上費、養殖作業費、資材費等）を支援します。
補助率：定額（水揚げ金額では賄えない事業経費の9/10を支援）
事業実施主体：漁業協同組合等

お問い合わせ先：

- 1、3の事業 水産庁漁業調整課（03-3502-8469（直））
- 2、4の事業 水産庁栽培養殖課（03-6744-2383（直））

共同利用漁船等復旧支援対策事業

【12,131百万円】

対策のポイント

- 被災した漁船・漁具の復旧のため、漁業協同組合等が行う漁船・漁具等の導入を支援します。

<背景/課題>

- ・東北地方太平洋沖地震及びこれにより発生した津波により東北地方及び関東地方太平洋側を中心に甚大な災害が発生し、幅広い地域で水産関係に壊滅的な被害が生じています。
- ・この中で、漁業生産の根幹である漁船が多数被害を受けており、また、地域の基幹漁業である定置網も壊滅状態にあり早急に復旧させるとともに、被災地の漁業を燃油価格の高騰の影響を受けにくい省エネルギー型の漁業にしていくことが必要です。

政策目標

- 漁船建造、定置網再建等による早急な漁業生産活動の再開

<主な内容>

1. 共同利用漁船等復旧支援対策事業
漁船等に被害を受けた漁業者のために漁業協同組合等が行う漁船の建造、中古船の導入、定置網等漁具の導入に対して支援します。
補助率：国1/3、都道府県1/3以上
事業実施主体：漁業協同組合等
- ※ 平成23年度第1次補正予算において、27,379百万円を計上
2. 漁業経営体質強化機器設備導入支援事業
被害を受けた漁業者のグループ等が行うLED集魚灯等の最新の省エネ機器設備の導入に対して支援します。
補助率：定額・1/2以内
事業実施主体：民間団体等

お問い合わせ先：

- 1の事業 水産庁漁業調整課（03-3502-8469（直））
- 2の事業 水産庁企画課（03-6744-2341（直））

被災海域における種苗放流支援事業

【2, 161百万円】

対策のポイント
被災県における種苗放流による水産資源の回復を支援します。

<背景／課題>

- ・東日本大震災によりアワビ、ウニ、ヒラメ等の放流用種苗を生産している各県の種苗生産施設が壊滅的被害を受け、将来の漁獲が大きく落ち込むことが懸念されます。このため被災県の種苗生産体制が整うまでの間、種苗の導入等により、放流尾数を確保する必要があります。
- ・また、放流種苗が速やかに放流海域に適応するため、放流種苗の生息環境等の増殖場を整える取組みが必要です。

政策目標
被災地における水産物の生産量の回復

<主な内容>

被災海域における種苗放流支援事業

種苗生産施設を復旧・復興し、種苗放流を行う体制が整うまでの間、他海域の種苗生産施設等からの種苗の導入により放流尾数を確保するとともに、放流種苗を速やかに放流海域に適応させるために放流種苗が生息する環境を整える取り組みに対し支援します。

補助率：2/3、1/2以内、定額
事業実施主体：都道府県、市町村、民間団体等

お問い合わせ先：水産庁栽培養殖課 (03-6744-2385 (直))

漁業経営セーフティネット構築事業

【4, 000百万円】

対策のポイント
震災復興の阻害要因である燃油・配合飼料価格の高騰の影響を緩和するために、高騰対策の財源を拡充し、その安定的な実施を図ります。

<背景／課題>

- ・燃料・配合飼料価格の高騰は、被災地の漁業・養殖業の再開等震災復興の阻害要因であることから、その影響を緩和するための対策が必要です。
- ・漁業経営セーフティネット構築事業のうち、燃油については、平成23年に入り価格高騰に伴う補填金の支払いが続いており、また、養殖用配合飼料については、輸入原料価格の高値が続いており、基金払底のおそれが高まっています。

政策目標
漁業者・養殖業者の経営の安定

<主な内容>

漁業経営セーフティネット構築事業

- (1) 国と漁業者・養殖業者が積み立てている基金の臨時積み増しを行います。
- (2) 臨時の積立に伴う漁業者の負担軽減のため、分割払い方式の導入等運用を改善します。

補助率：定額
事業実施主体：一般社団法人 漁業経営安定化推進協会

お問い合わせ先：水産庁企画課 (03-6744-2341 (直))

漁場復旧対策支援事業

【16,772百万円】

対策のポイント
 低下・喪失した漁場の機能や生産力の回復を図るため、漁業者等が行う漁場の瓦礫の撤去等の取組の支援及び漁場の回復状況、環境負荷状況等を調査することにより、漁業再開に資する取組を支援します。

＜背景／課題＞
 ・震災により相当量の瓦礫が海中に流出し、漁場に大きな被害が発生したため、早期の漁業再開に向け、第1次補正予算において、漁場における漂流物・堆積物等の撤去の取組を支援したところで、本格的な漁業の復興に向けて、これまでの取組を継続的に支援するとともに、操業中に回収した瓦礫の処理への支援、広域的な瓦礫等の撤去への支援、漁場・干潟等の沿岸漁場の回復状況や環境負荷状況の調査を実施し、漁場生産力の回復に資するための支援を行う必要があります。

政策目標 瓦礫の撤去等による漁場の再生及び漁業の再開

＜主な内容＞

1. 漁場生産力回復支援事業
 漁業者等が行う瓦礫の撤去、操業中に回収した瓦礫の処理への支援を行うとともに、底びき網漁船等による広域的な瓦礫等の撤去を行います。
 補助率：定額、8/10、2/3以内
 事業実施主体：都道府県、市町村、民間団体等
2. 漁場漂流物回収処理事業
 漁場に大量の倒壊した家屋の瓦礫等様々な漂流物等があり、今後漁場に堆積することにより漁場に大きな悪影響を与えるため、早期に漂流物等の撤去を行います。
 補助率：定額、8/10、2/3以内
 事業実施主体：都道府県、市町村、民間団体等

※ 平成23年度第1次補正予算において、9,296百万円を計上

3. 041百万円
 漁場堆積物除去事業
 漁場に堆積している倒壊した家屋の瓦礫や車等の撤去を行います。
 補助率：定額、8/10、2/3以内
 事業実施主体：都道府県、市町村、民間団体等

※ 平成23年度第1次補正予算において、735百万円を計上

※ 平成23年度第1次補正予算において、2,255百万円を計上

4. 301百万円
 被害漁場環境調査事業
 瓦礫撤去後の遺棄・干潟等の沿岸漁場の回復状況等について調査・分析等を行うとともに、沿岸漁場や養殖場の環境負荷状況を把握し、有害物質による沿岸域の生態系へ与える影響を調査します。
 補助率：定額
 事業実施主体：民間団体等

【お問い合わせ先：水産庁漁場資源課 (03-3502-8486 (直))】

風評被害防止のための情報発信や観光キャンペーンの強化等



1. 国内観光活性化緊急対策事業

震災後、全国的に落ち込んでいる国内観光需要を着実に回復させるため、以下の取り組みを実施

- ①環境整備・・・休暇取得と外出／旅行促進のための「ポジティブ・オフ」運動
- ②機運醸成・・・官民合同の国内旅行振興キャンペーン
- ③需要創出・・・旅行に係る潜在需要掘り起こし

2. 外客誘致緊急対策事業

震災後、大幅に落ち込んでいる訪日外客を早急に回復させるため、以下の取り組みを実施

- ①旅行会社、メディア招請等を通じた日本に関する正確な情報発信の強化、訪日旅行商品の造成支援
- ②開催の決まっている国際会議等のキャンセル防止
- ③将来の需要回復を見据えた外客受入環境の整備（公共交通機関の利便性向上に資する言語バリアフリー化）

3. 広域連携観光復興対策事業

観光による被災地復興を図るとともに、新たな観光地づくりのモデルを構築するため、東北地方全体を博覧会場と見立て、地域の再生・活性化を目的とした官民の様々な取り組みを連携させ、統一的な情報発信等を行うことにより、東北地方への効果的な集客を実施

4. 地域再生のための観光業支援事業

東日本大震災及びその後生じた風評被害により甚大な被害を受けた東北3県（岩手、宮城、福島）及び北関東3県（茨城、栃木、群馬）を対象に、地域の核となる市町村と協議し、コミュニティを支える観光業を支援する観点から、地域の課題、ニーズ、問題意識を踏まえた相談・アドバイスを行い、地区・集落単位での地域の再生を図る

新「三陸復興国立公園(仮称)」を軸にした地域の復興

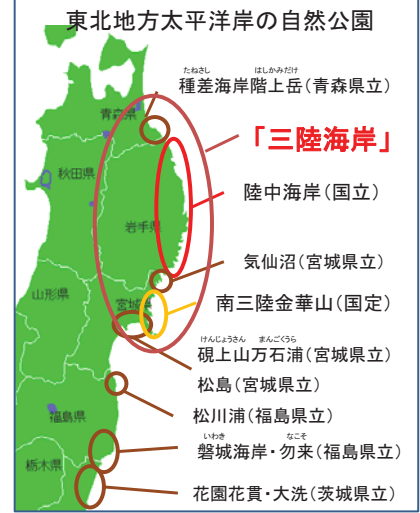
【背景】

■三陸海岸の自然環境

- ・傑出した自然景観、海岸美、特徴的な地質
- ・渡り鳥等の野生生物の重要生息地
- ・東北地方太平洋岸には多くの自然公園が指定
- ・多くの観光客が訪れる(国立・国定:約909万人(H19))
- ・津波被害のおきやすい地形

■過去繰り返されてきた津波災害

- 国内有数の水産業
 - ・世界三大漁場
 - ・地域の基幹産業である水産業



【参考:これまでの取り組み】

- 陸中海岸国立公園の拡張と名称変更
 - ・国立・国定公園総点検事業 (H22.10月、環境省公表)
 - ・地元からも要望あり
 - ・H24年度中の指定を目指していた
- いわて三陸ジオパーク
 - ・岩手県が推進協議会をH23.2月設置
 - ・H24に日本、H27に世界ジオパーク登録を目指していた
- 漁業と連携したエコツアー
 - ・田野畑村を中心に推進されてきた
- 長距離歩道の整備
 - ・岩手県がH22より整備に向けて検討

■復興に向けた具体的取組

1. 水産振興に役立つ里地・里海型の新「三陸復興国立公園(仮称)」への再編成
2. 長距離歩道と復興のシンボルともなる森づくり
3. 被災を記録・継承するための学びの場とモニタリング

■新たな公園づくりのポイント

【従来のテーマ】:三陸海岸の地形・地質、海岸美、野生生物
 【新規のテーマ】

- 生物多様性と森・里・海のつながり
- 農林漁業との連携と地域との協働
- 防災との連携と津波経験の継承
- 世界ジオパーク
- 観光振興、エコツーリズム、地元雇用

水産業・防災と連携した自然公園等による復興への貢献

地域支え合い体制づくり事業(被災者生活支援等)

平成23年度3次補正(案)
約90億円

被災者の生活支援や被災地の復興支援のため、

- ① 1次補正で計上した、仮設住宅に併設される「サポート拠点」(相談・配食等の生活支援)の追加設置・運営費用
- ② 22年度1次補正で追加した、被災地域でNPO法人等による地域生活支援サービスの拠点の設置費用を支援するため、介護基盤緊急整備等臨時特例基金(地域支え合い体制づくり事業分)の期間の延長及び積み増しを行う。

- **積増先** : 介護基盤緊急整備等臨時特例基金(地域支え合い体制づくり事業 ※)
⇒ 現行、23年度限りの基金を1年間延長
※ これまでの予算措置 22年度補正 200億円、23年度1次補正(被災者支援) 70億円
- **対象地域** : 特定被災地方公共団体を有する道県
- **事業内容**

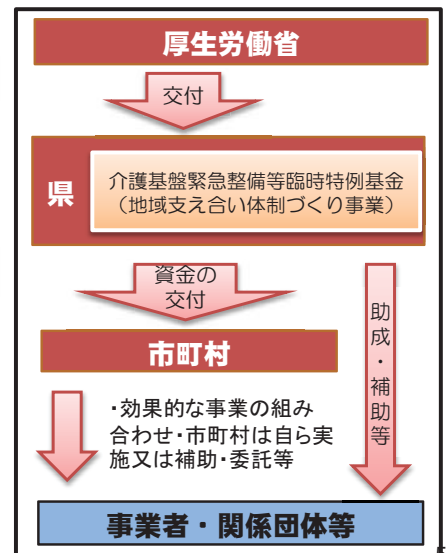
① 仮設住宅における介護等のサポート拠点の設置・運営

・ 仮設住宅における高齢者等の安心した日常生活を支えるため、総合相談支援、居宅サービス、生活支援サービス、地域交流等の機能を有する拠点として、「介護等のサポート拠点」の設置・運営を推進する。

② 地域生活支援体制づくり事業

・ 被災地が地域全体のまちづくりを進める中で、住み慣れた地域(日常生活圏)に必要な医療・介護サービス、生活支援サービス等を継続的・一体的に受けることのできる体制(地域包括ケア)の実現・再構築に資するため、地域の支え合いによる生活支援活動の立ち上げ、拠点づくり等を支援する。

<参考> 事業実施までの流れ



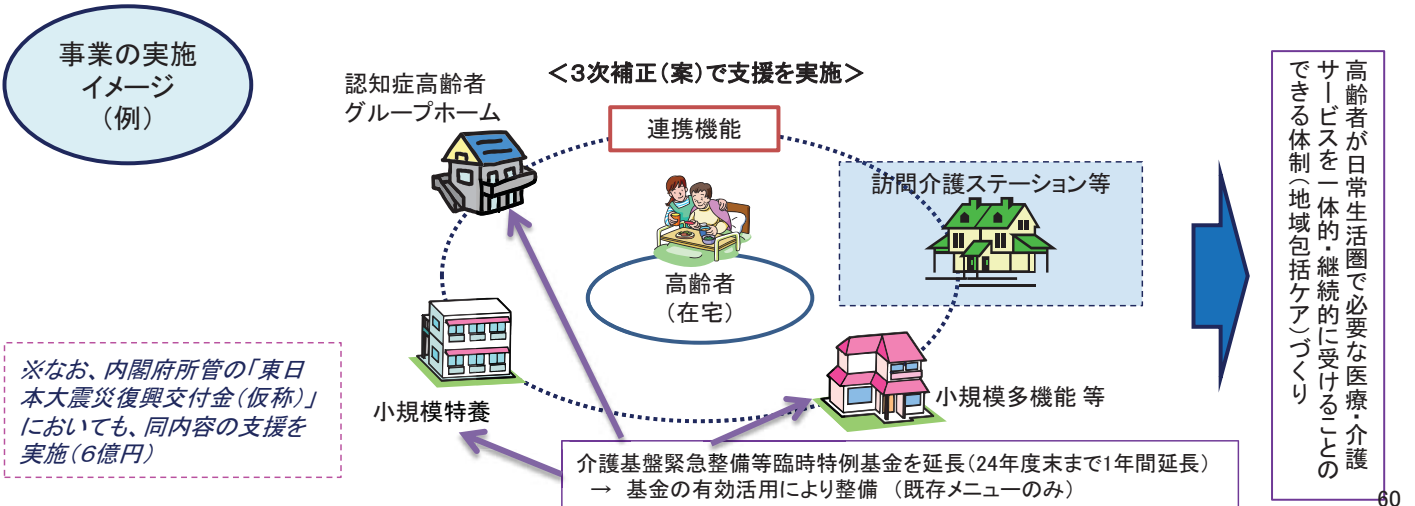
介護基盤復興まちづくり整備事業

平成23年度3次補正要求額
28.5億円

被災地において、日常生活圏で医療・介護等のサービスを一体的・継続的に提供する「地域包括ケア」の体制を整備するため、既存の介護基盤緊急整備等臨時特例基金を活用して小規模特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム等の基盤整備を行うことに加え、訪問介護ステーション等を建設するなど、地域において連携して機能するためのモデル的な事業を行う。

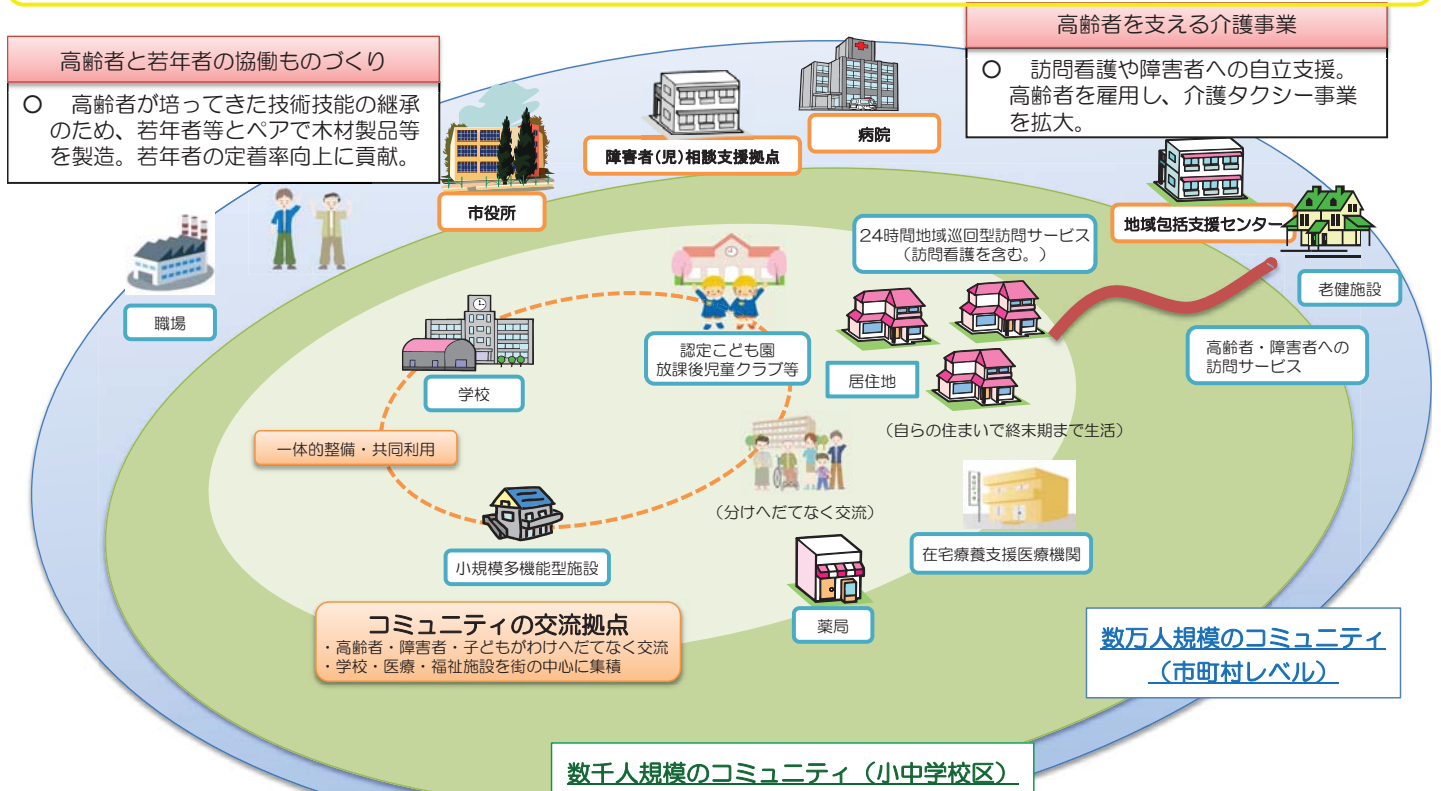
- 基金の積み増し先 : 介護基盤緊急整備等臨時特例基金 (→ 現行、23年度限りの基金を1年延長)
- 対象地域 : 被災3県の特定被災地方公共団体
- 助成金額 : 1か所あたり 3,000万円

<具体例>
津波被害地域等の大規模施設が全壊・半壊した場合等に、大規模施設を建てる代わりに、同一法人等が主体となって、小規模特養、グループホーム、その他の訪問介護ステーション等を建設するなど、地域において連携して機能するためのモデル的な事業を行う。



地域包括ケアシステム

○ 機能分化や重層的に住民を支える医療・介護サービスのネットワークを構築し、住み慣れた地域(日常生活圏)で必要な医療・介護サービスを継続的・一体的に受けることのできる体制(地域包括ケアシステム)づくりを行う



□ 地域における暮らしの再生

地域医療提供体制の再構築（地域医療再生基金の積み増し（被災3県））

720億円程度

○地域医療に甚大な被害を受けた地域において、切れ目なく医療サービスの提供を行う新たな体制を構築するため、被災3県が策定する医療の復興計画に基づく以下の事業に対して財政支援を行う。

① 医療機関等の再整備

以下のような観点から民間を含む被災医療機関等の再整備を進め、医療機能の分化、集約・連携による医療提供体制の強化・効率化を図る。

- ・ 機能強化を行う病院と後方支援病院として機能する病院との機能分化
- ・ 診療所の在宅当番医制への参加
- ・ 在宅医療の連携拠点となる医療機関（在宅療養支援病院・診療所）の整備等による在宅医療の推進など

② 医療機関相互の情報連携の基盤整備

③ 医師、看護師等の人材の確保 など

62

被災地における障害福祉サービスの安定的な運営を確保するための復興支援

20億円程度

○居宅介護事業所等の復旧支援 【障害者自立支援対策臨時特例交付金】

- ・ 今後、仮設住宅への入居が進む中において、障害者の地域移行及び地域定着支援を進める上で重要なサービスであり、これらの事業所の災害復旧を図ることが必要。
- ・ 居宅介護事業所、相談支援事業所等については、これまで社会福祉施設等施設整備費の対象ではなく、障害者自立支援対策臨時特例交付金（以下、「基金事業」という。）で対応していたところ。よって、社会福祉施設等災害復旧費の対象となっていないので、基金事業の積み増しにより対応するもの。

1. 所要額 188,700千円
2. 実施主体 岩手県、宮城県、福島県
3. 補助率 国2/3（県1/6、事業者1/6）
4. 対象施設 居宅介護事業所、相談支援事業所、日中一時預かり所

○障害福祉サービスの基盤整備支援 【障害者自立支援対策臨時特例交付金】

被災地の事業所が復興期において安定した運営ができるよう、被災障害福祉圏域ごとに「障害福祉サービス復興支援拠点（仮称）」を設置し、新体系サービス移行等（障害児施設を含む。）への支援や就労支援事業所の活動支援等を行うことにより、被災地における障害児・者に対する福祉サービスが円滑に提供できる体制を整備するため、障害者自立支援対策臨時特例交付金の積み増しを行うもの。

1. 所要額 1,333,100千円（1.5力年分）
2. 実施主体 岩手県、宮城県、福島県（圏域内の中核となる社会福祉法人等に委託して実施することができる。）
3. 補助率 定 額

※ 以上については、障害者自立支援対策臨時特例交付金に「東日本大震災に係る障害福祉サービス等の復興を図る措置」（大事項）を創設し、終期を平成25年3月まで延長。復興措置の1メニューとして新設するもの。

○精神障害者社会復帰施設等の運営支援

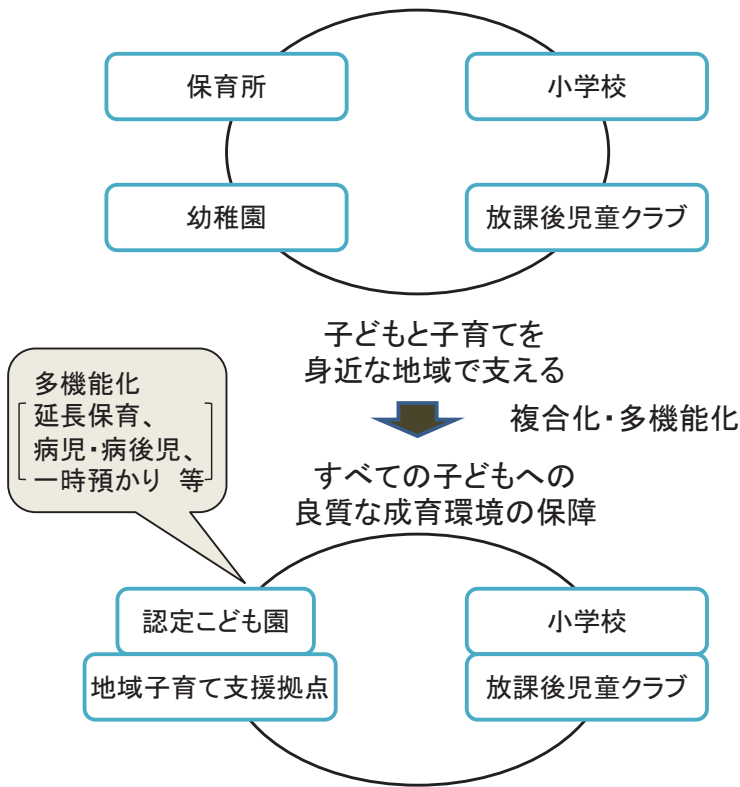
- ・ 精神障害者社会復帰施設等運営費補助金については、平成23年度が新体系サービスへの移行措置期間の最終年度であることから、移行が相当程度進むことを見込んだ上で必要な額を確保しているところ。
- ・ 東日本大震災の被災地においては、今般の震災の影響等によりこれらの準備が進んでいない状況にあるため、被災地に所在する国庫補助対象施設の新体系サービスへの移行時期が年度末までずれ込む可能性が高いことから、今般、被災地に所在する国庫補助対象施設の平成23年度末までの運営費の補助を行うもの。

所要額 518,269千円

63

被災地における保育所等の複合化・多機能化推進事業 (安心子ども基金の積み増し)

○被災地の復興に際し、子どもを地域で支えるため、保育所等について、複合的なサービスの合築、施設の多機能化を図る。



23年度第3次補正予算(案) 16億円

○被災地(自治体)のすべての子どもへの良質な成育環境を保障(質の高い学校教育・保育の保障、地域の子育て支援の充実等)し、**社会全体で子ども・子育てを支援する。**

○子ども・子育てを身近な地域で支える観点から、**認定こども園、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点**などについて、**基盤整備・充実**を図る。

○被災地(自治体)が子育て支援に関するニーズを把握・推計し、**子育て支援サービスの基盤を整備。**

64

被災した幼稚園・保育所における認定こども園整備事業

平成23年度第3次補正予算額案 18億円
(安心子ども基金の積み増し(文部科学省分))
※同基金は平成20年度第2次補正予算により各都道府県において基金造成。以降必要な積み増しを実施。

目的

東日本大震災で被災した幼稚園・保育所が、被災地のニーズ等を踏まえ、幼保一体化施設(認定こども園)としての機能を備えて再開できるよう支援する。

補助対象施設等

【第3次補正予算】東日本大震災で被災した幼稚園・保育所を設置する地方公共団体、学校法人、社会福祉法人が、幼保一体化施設を整備し、こども園の認定を受ける場合を対象とすることとし、これまでの私立の認定こども園への補助要件の緩和を図るとともに、公立について新たに対象とする。

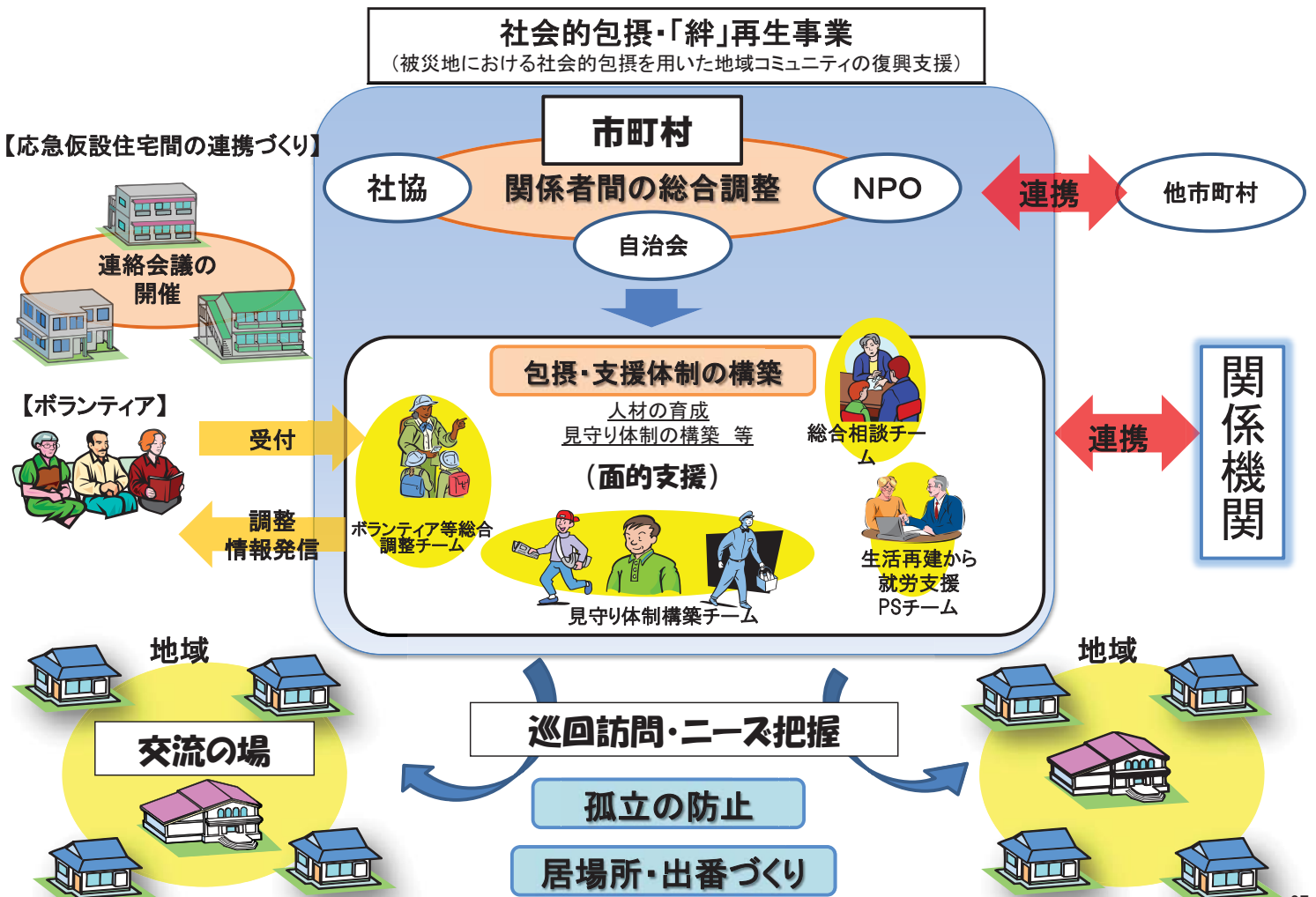
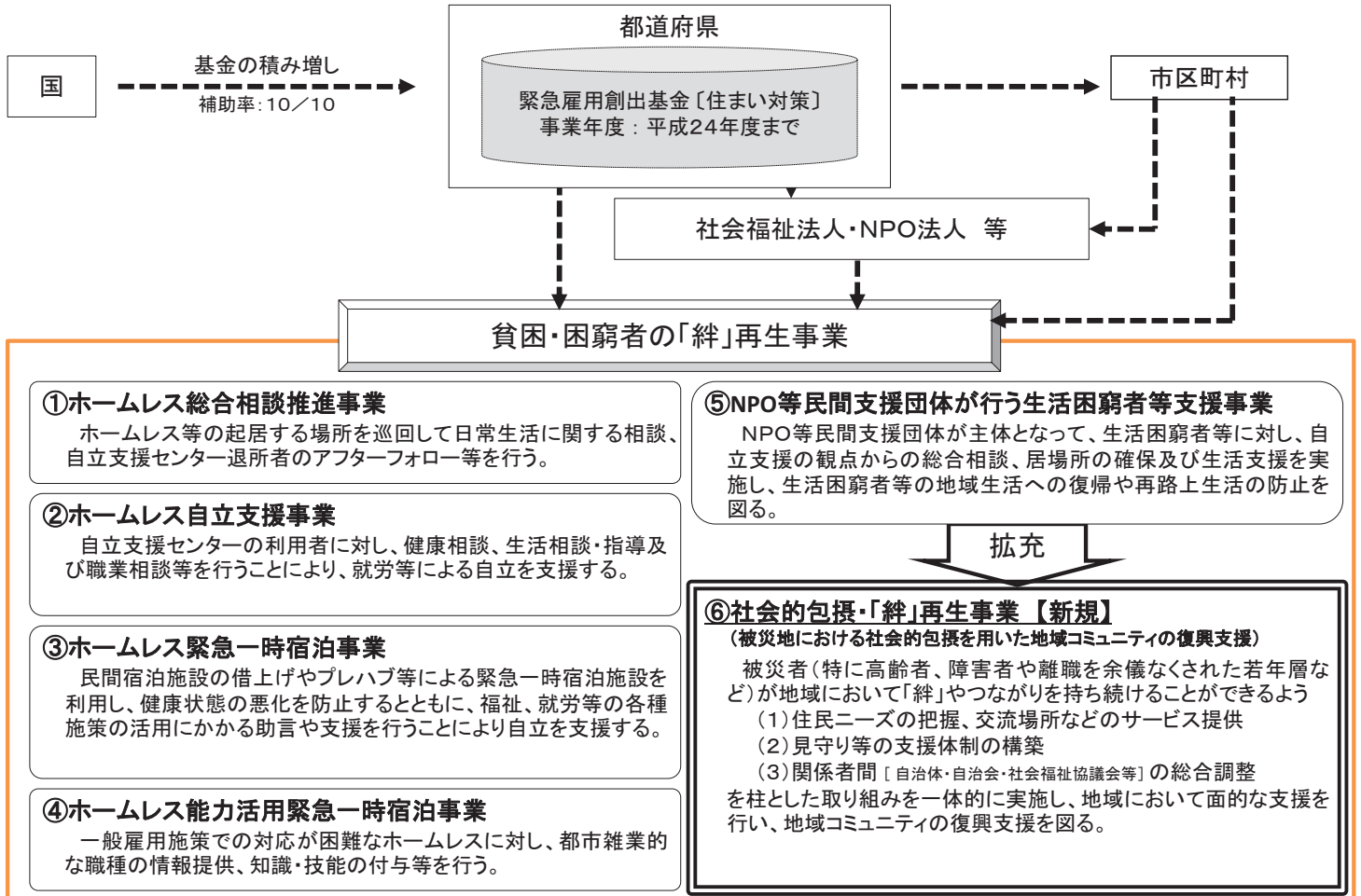
【現状】

私立の認定こども園における新築、増改築等(既存施設の解体費用を含む)

負担割合等

国 1/2、市町村 1/4、設置者 1/4

貧困・困窮者の「絆」再生事業



社会的包摂ワンストップ相談支援事業費（内閣官房）

平成23年度三次補正予算案額 4.7億円

復興基本方針

5（4）④（i）

（前略）こうした社会的包摂の理念に基づき、アウトリーチの手法や居場所づくりや伴走型の支援、人材育成等の包括的、予防的な支援を行う市町村の取組みを支援する。また、ワンストップ型の相談や寄り添い支援に関する先導的なモデルの構築に取り組む。

事業概要・目的

○相談支援実施主体となる民間団体が、心のケアを踏まえた傾聴の姿勢で当事者の現状を電話で聞き取りながら、各種支援策と実施機関を適切に紹介するとともに、必要に応じて寄り添い支援を行う「ワンストップ相談事業」を支援します。

○そのため、事業実施団体（中央コールセンター及び地域の協力団体）に対し、必要な補助金（補助率：定額）を交付します。

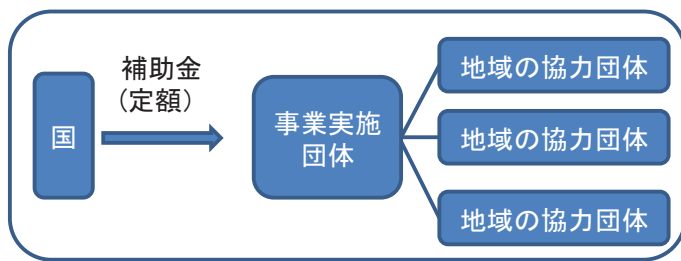
○本事業を通じ、生きにくさ、暮らしにくさの面で様々な問題を抱えている人が、いつでもどこでも相談でき、誰もが適切な支援を迅速に受けられるための拠り所として、ワンストップ型の相談支援体制の早急な整備を目指します。

事業イメージ・具体例

○国は、「ワンストップ相談事業」を行う民間団体（一般社団法人等）に助成（補助率：定額）を行います。

○助成を受け、中央コールセンターと全国各地域の協力団体においては、電話相談を行うとともに、必要に応じ、地域の協力団体は相談者への同行支援を行います。

○電話相談は、全国統一番号とします。



東日本大震災復興交付金について

目的：復興交付金の創設により、被災地方公共団体が自らの復興プランの下に進める地域づくりを支援し、復興を加速させる。

対象：著しい被害を受けた地域の復興地域づくりに必要となる事業

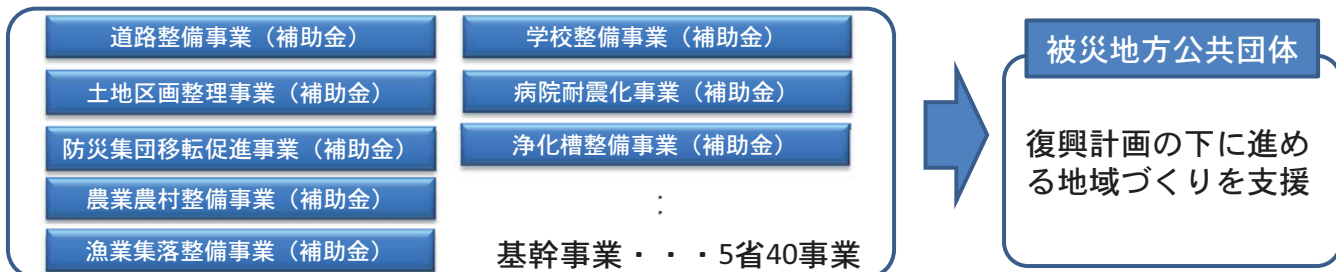
（注）東日本大震災財特法の特定被災区域である市町村等及び当該市町村において道県が行う上記の事業

規模：国費1兆5,612億円（事業費1兆9,307億円） ※事業費は国費+地方負担

基幹事業

■被災地方公共団体の復興地域づくりに必要なハード事業を幅広く一括化

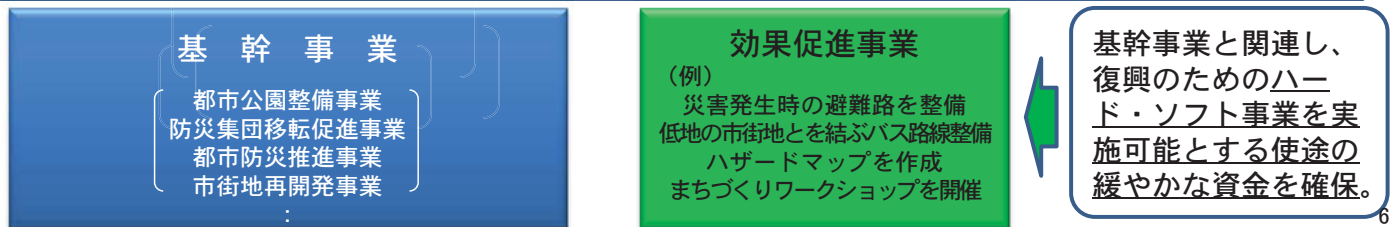
（事業費1兆4,302億円）



効果促進事業

■用途の自由度の高い資金により、ハード・ソフト事業ニーズに対応

（事業費5,006億円、補助率80%、基幹事業費の35%を上限）



地方負担の軽減

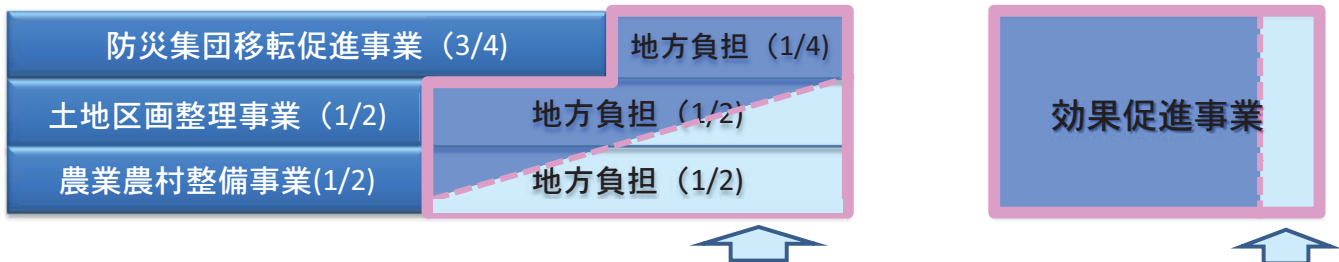
■地方負担については、①追加的な国庫補助、及び②地方交付税の加算、により全て手当

①追加的な国庫補助：地方負担分の50%及び効果促進事業の80%を国庫補助

(例)

地方負担分の50%を補助

効果促進事業の80%を補助



②地方交付税の加算：なお生じる地方負担は地方交付税の加算により確実に手当て（その財源は3次補正で全額措置）

■執行の弾力化・手続きの簡素化

- ワンストップ化 市町村の復興計画全体（関連する県事業を含む）をパッケージで国に提出。
- 執行上の弾力化等 事業間流用や年度間調整（検討中）、交付・繰越・変更等に係る諸手続きの簡素化

内閣府で予算を一括計上し、市町村が提出する計画に基づいて配分。
各府省と協力して事業実施。

70

基幹事業における対象事業（5省40事業）

※本リストは3次補正予算における対象事業であり、復興期間全体を通じた場合には、内容が変更となる可能性がある。

番号	事業名	番号	事業名
文部科学省			
1	公立学校施設整備費国庫負担事業（公立小中学校等の新増築・統合）	18	道路事業（高台移転等に伴う道路整備（区画整理））
2	学校施設環境改善事業（公立学校の耐震化等）	19	道路事業（道路の防災・震災対策等）
3	幼稚園等の複合化・多機能化推進事業	20	災害公営住宅整備事業 （災害公営住宅整備事業、災害公営住宅用地取得造成費等補助事業等）
4	埋蔵文化財発掘調査事業	21	災害公営住宅家賃低廉化事業
厚生労働省			
5	医療施設耐震化事業	22	東日本大震災特別家賃低減事業【新規】
6	介護基盤復興まちづくり整備事業【新規】 （「定期巡回・随時対応サービス」や「訪問看護ステーション」の整備等）	23	公営住宅等ストック総合改善事業（耐震改修、エレベーター改修）
7	保育所等の複合化・多機能化推進事業	24	住宅地区改良事業（不良住宅除去、改良住宅の建設等）
農林水産省			
8	農山漁村地域復興基盤総合整備事業 （集落排水等の集落基盤、農地等の生産基盤整備等）	25	小規模住宅地区改良事業（不良住宅除去、小規模改良住宅の建設等）
9	農山漁村活性化プロジェクト支援（復興対策）事業 （被災した生産施設、生活環境施設、地域間交流拠点整備等）	26	住宅市街地総合整備事業（住宅市街地の再生・整備）
10	震災対策・戦略作物生産基盤整備事業 （麦・大豆等の生産に必要な水利施設整備等）	27	優良建築物等整備事業（市街地住宅の供給、任意の再開発等）
11	被災地域農業復興総合支援事業（農業用施設整備等）	28	住宅・建築物安全ストック形成事業（住宅・建築物耐震改修事業）
12	漁業集落防災機能強化事業（漁業集落地盤嵩上げ、生活基盤整備等）	29	住宅・建築物安全ストック形成事業（がけ地近接等危険住宅移転事業）
13	漁港施設機能強化事業（漁港施設用地嵩上げ、排水対策等）	30	造成宅地滑動崩落緊急対策事業【新規】
14	水産業共同利用施設復興整備事業 （水産業共同利用施設、漁港施設、放流用種苗生産施設整備等）	31	津波地域復興拠点市街地整備事業【新規】
15	農林水産関係試験研究機関緊急整備事業	32	市街地再開発事業
16	木質バイオマス施設等緊急整備事業	33	都市再生区画整理事業（被災市街地復興土地区画整理事業等）
国土交通省			
17	道路事業（市街地相互の接続道路）	34	都市再生区画整理事業（市街地液状化対策事業）
		35	都市防災推進事業（市街地液状化対策事業）
		36	都市防災総合推進事業（津波シミュレーション等の計画策定等）
		37	下水道事業
		38	都市公園事業
		39	防災集団移転促進事業
		環境省	
		40	低炭素社会対応型浄化槽集中導入事業

71

公立学校施設災害復旧費予算について (平成23年度第3次補正予算(案))

公立学校施設の災害復旧 476億円

新築復旧(移転復旧を含む)や大規模補修等の事業を実施する。
また、学校の移転先の土地取得費(造成費を含む)を補助対象とすべく、制度改正を行う。

(1) 平成23年度公立学校施設災害復旧費に係る財政措置

	負担金	補助金	計
当初予算	4億円	1億円	5億円
第1次補正予算	611億円	351億円	962億円
第2次補正予算	2億円	39億円	41億円
第3次補正予算(案)	476億円	—	476億円
計	1,093億円	391億円	1,484億円

東日本大震災に係る施設の災害復旧

平成23年度補正予算(第3号)案 予定額 291億円

国立大学法人等における、建物の改築や大規模な改修、土地・工作物の復旧等、被害規模が大きく、被害の把握や設計、工法検討等の事前準備に相当期間を必要とした災害復旧を実施。

被害状況

東日本大震災では、耐震性能が劣る施設のみならず、耐震性能を有する施設においても非構造部材(天井、外壁等)に大きな被害が生じたほか、老朽化により脆弱となった基幹設備(ガス、給配水管、電気設備等)のライフライン)の多くが被害を受けた。

構造部材の崩壊

建物崩壊には至っていないが、構造部材が大きく損傷(余震等で崩壊に繋がる危険性がある)。



東北大学(柱の崩壊)



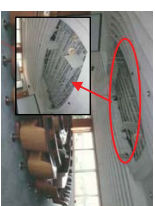
東北大学(屋根の崩壊)



東北大学(柱の崩壊)

非構造部材の崩壊

耐震化されていない非構造部材(天井やガラス、内外壁等)が崩壊。



東北大学(照明器具の落下・脱着)

基幹設備(ライフライン)の崩壊

老朽化した基幹設備に損傷が生じており、電気、水道、ガスの停止により教育研究活動が停止。



高144号-加速震研究機構(地盤沈下による配管損傷)

津波による建物等の損傷

津波による建物等の損壊や屋外施設の流出、浸水に伴う室内損壊など、壊滅的な被害。



東北大学(津波による建物損壊)

地盤沈下による土地の崩壊

地盤沈下により、グラウンド等土地の地割れや法面崩壊が発生し、使用、通行ができない状況。



高144号-加速震研究機構(建物周辺の地盤沈下)

対応

今回の予算措置で実施する災害復旧事業

- 国立大学等：6法人、国立高专：1校(東北大学、筑波大学、仙台高等専門学校 等)
- 新築もしくは大規模な補強による復旧が必要で、工事に先立ち、地盤調査や復旧方法の検討、設計等に長期間を必要としたもの
- 土地や工作物の被害のうち、大規模な工事が必要なもの(ガシキ撤去など)

公立社会教育施設の災害復旧の推進

第3次補正予算案 : 329億

東日本大震災地震により被災した、公立社会教育施設(公立社会体育施設・文化施設を含む)の施設・整備等の復旧に要する工事費等に対し、国がその2/3を補助する。(激甚法第16条に基づく補助)

○【補助対象地域】

- ① 激甚災害(本激)により被害を受けた
 - ② 特定地方公共団体(都道府県・市町村)が設置する社会教育施設
- ※東日本大震災特財法及びその政令により、9県168市町村が対象となる。

○【補助対象施設】

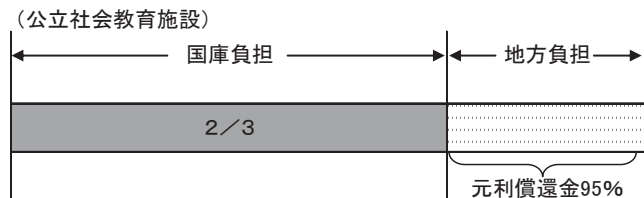
- ・公民館 ・図書館 ・体育館 ・運動場 ・水泳プール ・博物館 ・青年の家 ・視聴覚センター
 - ・婦人教育会館 ・少年自然の家 ・地域改善対策集会所 ・柔剣道場 ・文化施設 ・相撲場
 - ・漕艇場 ・生涯学習センター(新たに追加(H23.4.28協議済))
- その他、文部科学大臣が財務大臣と協議して定める施設

○【補助対象】

- ・建物(電気、ガス等の付帯設備を含む) ・建物以外の工作物(土地以外に固着している工作物)
- ・土地(敷地、野外運動場等) ・設備(教材、教具、机・椅子等の備品)

○【地方負担】(東日本大震災時)

国庫補助2/3以外の残り1/3については、起債が可能であり、後年度において、その元利償還金の95%を交付税措置



74

研究開発法人施設の復旧

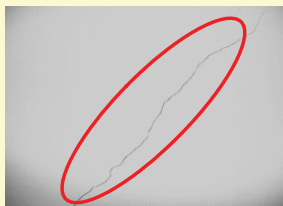
平成23年度第3次補正予算案 : 87億円

(独) 日本原子力研究開発機構

東日本大震災により被害を受けた日本原子力研究開発機構の施設のうち、核物質防護や安全対策等の観点から早期に修復・修理が必要な研究施設及び研究機器の復旧費を計上

【原子力関連施設の復旧等】 7,928 百万円

○放射性物質等の閉じ込め機能の回復のための修復 289百万円



燃料サイクル安全工学研究施設 壁の損傷



ホットラボの天井クレーンの損傷

○安全対策 6,215百万円

余震により崩壊するおそれのある緊急時対応施設や、福島支援に供する施設等の復旧



緊急時対策施設の損傷



地盤沈下による段差

○特定先端大型研究施設の復旧 1,424百万円

J-PARCセンターの最低限の安全性を担保するため、建屋・装置等の復旧



地盤空洞化



倒壊した冷却塔

【ITER関連設備の復旧等】 803 百万円

我が国が分担して製作する超伝導機器、中性粒子ビーム加熱装置、トリチウム除去系等、ITER計画の調達活動に必要な試験装置等の復旧を行い、ITER計画の遅れを最小限に抑える。



絶縁支柱が全損、設備の傾斜



液体窒素貯槽の傾斜



主排気ダクトベローズの変形

75

概要

- ◎ 東日本大震災により、(独)宇宙航空研究開発機構(JAXA)筑波宇宙センター(茨城県)、角田宇宙センター(宮城県)等において、各種試験等に用いる施設・設備の損壊や、開発中の人工衛星の損傷等の被害が生じた。
- ◎ 衛星開発スケジュール等の遅延を避けるため、可能な限り早期にこれらの施設・設備を復旧させ、また、損傷した人工衛星修繕を行う必要があることから、これらに必要な経費を計上。

施設等の被害状況

筑波宇宙センター施設・設備 1,074百万円

- ◎ 宇宙ステーション試験棟 (358百万円)
国際宇宙ステーション(ISS)に滞在する予定の宇宙飛行士が、ISS日本実験棟「きぼう」の運用技術習得等を行う施設に損傷が生じたため、当該施設を復旧する。
- ◎ 総合環境試験棟 (385百万円)
開発中の人工衛星の保管、真空状態や熱環境への耐性試験等を実施する施設に損傷が生じたため、当該施設を復旧する。
- ◎ その他建屋及び各種試験設備 (331百万円)
各種環境試験や振動耐性試験、電波特性の測定等を実施する施設・設備に損傷が生じたため、当該施設・設備を復旧する。

角田宇宙センター施設 30百万円

- ◎ 高空燃焼試験設備 (30百万円)
ロケットエンジンの燃焼試験の実施に必要な窒素ガスの供給を行う設備に損傷が生じたため、当該設備を復旧する。

開発中の衛星等 99百万円

- ◎ 開発中の衛星(GCOM-W、EarthCARE/CPR)及び運用中の衛星(GOSAT)のデータ校正用機器に損傷等が生じたため、復旧を行う。



背景

- 東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)により地震観測施設、防災科学技術研究所つくば本所の施設に大きな被害が発生
- 東日本大震災以降、地震の活動は活発になっており、今後も十分な観測をして研究を行っていくことが必要不可欠

事業概要

被災した地震観測施設等の早期復旧

東北地方太平洋沖地震により被災した**地震観測施設及び研究交流棟を復旧**する。

①地震観測施設の復旧(余震評価・緊急地震速報体制の復旧)【703百万円】

防災科研を含む**関係機関の研究開発(余震活動の評価及びそれを活用した地震の発生メカニズムの解明の加速化等)及び緊急地震速報、震度情報等に支障**を来たしているため、被災した地震観測施設の早期復旧を実施。
(高感度地震観測施設:9点、強震観測施設:24点)

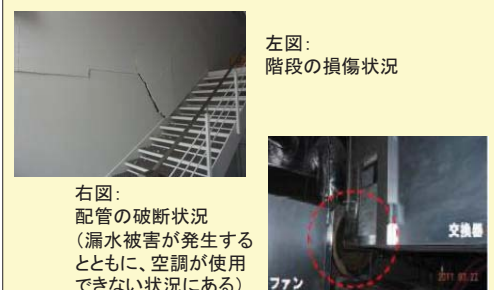
②研究交流棟の復旧【61百万円】

防災科研つくば本所にある研究交流棟は、国内外の研究者間の情報交換や地震防災に関する資料の収集提供等、防災科学技術に関する研究開発を効果的・効率的に行うための拠点である。しかしながら、階段の損傷や配管の破断による天井からの漏水等の被害が発生し、**国内外の研究者との共同研究の実施等の対応に支障**を来たしており、速やかな復旧を実施。

【地震観測施設の被災状況】



【研究交流棟の被災状況】



(独)物質・材料研究機構災害復旧

平成23年度補正予算案:3億円

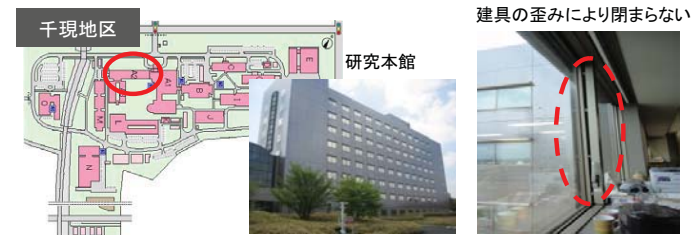
外壁修繕(千現地区、並木地区)

震災により、外壁のタイル剥がれ・落下等が多数発生しており、更なる余震発生の際には、二次災害の恐れがあるため、危険個所の調査、補修等が急務。



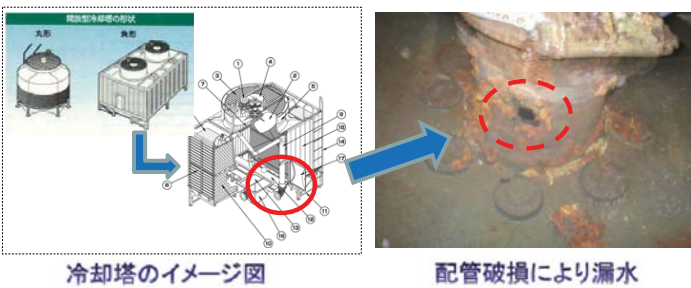
外部建具修繕(千現地区等)

地震による歪みにより、開閉不能な建具もあり、窓の開閉ができないことは、執務環境を悪化させる要因となり、研究活動に支障をきたすため、至急の復旧が必要。



熱源機器冷却塔の修繕

震災による配管の破損により漏水し、冷却能力が低下したため、漏水個所を応急処置して運転を行っているが、余震などにより再度被害を受けた場合は、空調機能が停止し、精密計測・測定等の研究活動に支障をきたすなどの二次災害を引き起こす可能性がある。よって設備修繕により安定した運転を確保することが必要。



78

公立学校施設整備費予算について (平成23年度第3次補正予算(案))

公立学校施設の耐震化及び防災機能の強化 1,627億円

◆趣旨

全国的に緊急性・即効性のある防災対策を講じる観点から、公立学校施設の補強や改築等、地震に対して児童生徒等の生命・身体の安全を確保する耐震化事業を推進するとともに、これらと併せて防災機能の強化を図るための必要不可欠な施設整備を行う。

◆平成23年度公立学校施設整備費に係る財政措置

	23年度 当初予算	第1次 補正予算	第3次 補正予算	計
予算額	805億円	340億円	1,627億円	2,772億円
うち耐震関連分(※)	673億円	340億円	1,627億円	2,640億円
耐震化棟数(小中学校)	約1,700棟	約1,200棟	約3,700棟	約6,600棟

※耐震化事業と一体で実施する事業や備蓄倉庫等の防災機能強化に資する事業を含む。

◆耐震化の進捗状況

◎耐震化率(公立小中学校)				
【23年4月】	【予算措置済】	【23次補正】	【執行後見込】	
80.3%	⇒	約86%	±約3.9%	⇒
		【23当初予算・1次補正予算含む】	3次補正予算分: 3,700棟	⇒
				【約89%】

私立学校施設等の耐震化等防災機能の強化

平成23年度第3次補正予算案 150億円

背景・課題

○学校施設は幼児児童生徒や学生等が一日の大半を過ごす活動の場であるとともに、非常災害時には応急避難場所となることから、幼児児童生徒や学生等の安全を確保し、地震対策や日常的な危険防止策の工事や防災機能強化のための施設等の整備に早急に対処する必要がある。

【私立学校施設の耐震補強の例】



必要性

○私立学校施設の耐震化を重点的に支援することにより安全性を確保するとともに、非構造部材の耐震対策、太陽光発電その他防災機能強化のための整備を支援。

対応

【私立学校施設整備費補助金】94億円

・私立学校施設等の耐震改修等防災機能を強化するための整備に係る経費の一部を支援する。
(私立幼稚園、小・中・高等学校等、大学・短大等、専修学校(高等課程・専門課程))

【日本私立学校振興・共済事業団出資金】56億円

・私立学校施設等の耐震改築に対する長期低利融資を実施できるよう、日本私立学校振興・共済事業団に対し政府出資を行う。

貸付利率

○大学・高等学校等 : 1～3年目 無利子、4～20年目 0.5%

○専修学校・各種学校 : 1～20年目 1.1%【事業団一般施設費貸付利率 1.6%(平成23年8月10日現在) - 0.5%】

国立大学法人等施設の防災対策

平成23年度補正予算(第3号)案 予定額 270億円

(1) 建物及び非構造部材の耐震化 200億円

今後の災害に備えて早急な対応が求められる建物及び非構造部材(天井、外壁等)の耐震化を推進。

(2) 附属病院施設の自家発電設備の整備 70億円

災害時においても診療活動を安定的に維持するため、附属病院施設の自家発電設備を整備。

建物の耐震化

現状・課題

東日本大震災においても、耐震性の劣る建物を中心に構造体に被害が発生

今後の災害に備えて耐震化は喫緊の課題

対策

鉄鋼フレームによる耐震補強
柱に鉄板を巻く耐震補強等



非構造部材の耐震化

現状・課題

東日本大震災においても、天井材の落下など非構造部材に多数被害が発生

建物の構造部分のみならず、天井や内・外壁などの耐震対策が必要

対策

「非構造部材の耐震設計施工指針」等の指針に基づき耐震性の劣る施設を改修・補強



附属病院施設の自家発電設備の整備

現状・課題

災害時における大学附属病院の役割
=被災者の生命を救う救命救急の拠点

災害に強い病院としての機能確保が必要不可欠

東日本大震災において、災害時の電力確保が課題に

※附属病院における電力
・医療機器、生命維持装置
・水を送るポンプ等
あらゆる機器の動力として必要不可欠
=自家発電設備が設置されている

既設の自家発電設備 ← 多くは老朽化・容量不足

対策

法定耐用年数(15年)以上を経過している自家発電設備の更新
非常時の使用発電容量が不足する自家発電設備の増設



東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業

市町村(一部事務組合を含む)がその事務として行う災害により必要となった廃棄物の処理等に係る事業について、要した経費の一部を補助することで生活環境の保全及び公衆衛生の確保を図ることを目的とする。

	通常	阪神・淡路大震災	東日本大震災		
対象	被災市町村	被災市町村	特定被災地方公共団体	特定被災区域	左記以外
国庫補助率	1/2	1/2	対象市町村の標準税収入に対する災害廃棄物処理事業費の割合に応じて補助 ・標準税収入の10/100以下の部分は、その額の50/100 ・標準税収入の10/100を超え20/100以下の部分は、その額の80/100 ・標準税収入の20/100を超える部分は、その額の90/100	1/2	1/2
グリーンニューディール基金	—	—	地方負担額の実情を考慮した地方の一時負担の軽減のため、基金を用い国の実質負担額を平均95%とする。	—	—
地方財政措置	地方負担分の80%について交付税措置	地方負担分の全額について、災害対策債により対処することとし、その元利償還金の95%について交付税措置	地方負担分の全額について、災害対策債により対処することとし、その元利償還金の95%については普通交付税措置、残余の5%については特別交付税措置	同左	地方負担分の95%について特別交付税措置

通常の災害廃棄物処理については必要経費の1/2を補助しているが、今回の震災は阪神淡路大震災よりも規模が大きく被害も広範囲に及び、県が災害救助法に基づき実施する災害救助と並行して一体的に処理を進めていくことが必要な状況にあることを踏まえ、特例として災害救助法の負担率を勘案した嵩上げ及びグリーンニューディール基金を活用することで、市町村等の負担を軽減し生活の早急な回復を図る。

82

児童福祉施設等の事業復旧にかかる設備整備

23年度第3次補正予算(案) 15億円

1 概要

東日本大震災等を受け、被災した児童福祉施設等の復旧事業とあわせ、事業再開のために必要な備品・設備等の復旧費用の対象施設を拡充する

2 補助対象施設

○第1次補正対象施設

子育て支援のための拠点施設等(放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、家庭的保育事業)

○今回追加施設

児童養護施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、婦人保護施設、児童家庭支援センター、児童相談所、一時保護施設、職員養成施設、婦人相談所、認定こども園(幼稚園型認定こども園の保育所機能部分)、へき地保育所、認可外保育施設、児童自立生活援助事業所、小規模住居型児童養育事業所、児童厚生施設、母子福祉センター、母子休養ホーム、母子健康センター等

3 補助先 都道府県、指定都市、中核市

4 補助率 定額補助

83

児童福祉施設等の災害復旧(施設整備)事業の拡充

23年度第3次補正予算(案) 67億円

(1)概要

第1次補正予算で計上した、東日本大震災等を受け、被災した児童福祉施設等の復旧事業について、復旧の協議状況を踏まえ追加財政措置を行う

(2)補助対象施設

児童養護施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、婦人保護施設、児童家庭支援センター、児童相談所、一時保護施設、職員養成施設、婦人相談所、認定こども園(幼稚園型認定こども園の保育所機能部分)、へき地保育所、児童自立生活援助事業所、小規模住居型児童養育事業所、子育て支援のための拠点施設、児童厚生施設、母子福祉センター、母子休養ホーム、母子健康センター

(3)負担割合

① 激甚法の対象施設(児童養護施設、保育所など)

100分の50~100分の90(自治体の復旧負担総額や財政状況に応じ援助率が決定され、通常の国庫負担割合に加算)

② 予算措置による嵩上げ(激甚法の対象施設以外)

1/2 → 2/3に嵩上げ

1/3 → 1/2に嵩上げ

84

水道施設の災害復旧に必要な経費

【基本方針の該当箇所】

5 復興施策

(4) 大震災の教訓を踏まえた国づくり

⑤ 今後の災害への備え

(xi) 上下水道の耐震化及び複数の水道施設の連結等による広域化を推進する。

平成23年度 第3次補正予算要求額: 304億円

○東日本大震災により著しい被害を受けた地方公共団体が経営する水道事業、水道用水供給事業等の災害復旧に要する費用について、予算の範囲内において補助を実施する。

(直近の被害報告を踏まえて追加要求。1次補正では160億円を計上。)

○津波により甚大な被害を受けた水道施設の復興に向けた被害状況調査

(1) 災害復旧事業〔303億円〕 ※交付対象は1次補正と同様

① 東日本大震災により被害を受けた水道施設及び飲料水供給施設(注1)を原形に復旧する事業
→〈補助率〉 80/100~90/100(特別立法による嵩上げ。通常は1/2)

② ①と水圧管理上一体的な関係にある給水の施設(注2)を原形に復旧する事業
→〈補助率〉 1/2(通常は補助対象外)

③ ①の管路の漏水調査で請負に係るもの
→〈補助率〉 1/2(通常は補助対象外)

(2) 水道施設被害状況調査〔1.2億円〕

(3) 災害復旧調査旅費〔7.4百万円〕

(注1) 50人以上100人以下を給水人口とする水道施設 (注2) 配水管から分岐して最初の止水栓までの部分

85

東日本大震災に係る「地域公共交通確保維持改善事業」の対応措置について (バス等陸上交通確保維持関係)

基本方針

- ・地域間輸送は確保維持事業の要件緩和で対応。地域内輸送は調査支援事業の要件緩和で対応。(下記)
- ・手続面での最大限の弾力化(事業実施主体、協議会、計画策定・変更、申請書類、申請期限等)

対象地域

東日本大震災で直接的に甚大な被害を受け、生活交通の確保維持が必要な市町村を地方運輸局長が毎年度指定。

地域間輸送

○補助対象事業

- ・「地域間幹線系統確保維持事業」(新制度)及び「地バス補助経過措置」(旧制度)の各種要件を緩和した地域間輸送

〈補助率〉
収支差等の1/2

(1)特例措置

①輸送量要件の緩和:

「1日当たり輸送量15人以上」の要件を既に地バス補助を受けている系統と下記②の系統には不適用

②補助対象系統の緩和等:

地域間幹線系統機能を一時的に分担する系統を補助対象化するとともに、これらの系統を貸切・乗用乗合許可や自家用有償旅客運送により運行する場合も補助対象化

③密度カットの緩和:

平均乗車密度5人未満でもカットせず

④競合カットの緩和:

競合区間部分をカットせず

⑤バス車両補助の弾力化:

バス車両の取得について、現行の減価償却費等補助に加え、

購入費補助を追加し、選択可能に。中古車の補助対象化。

(2)特例措置の期間

- ・平成23~27年度予算(5年間)

地域内輸送

○補助対象事業

- ・避難所・仮設住宅・残存集落や新規住宅と、医療・買い物・公的機関等の間の日常生活の移動確保を目的とする地域内輸送等

〈補助率〉
定額補助

(1)特例措置

①上限額の緩和:

一地域の上限額を2,000万から3,500万に緩和

②実証調査期間の緩和:

短期間を緩和し、調査期間中の実証調査(無償運行を含む。)可能化

③補助対象期間の弾力化:

1年間から、最大3年間に緩和

④補助対象者の弾力化:

協議会に加え、企画・検討・調査実施主体等を補助対象化

(2)特例措置の期間

- ・平成23~25年度予算(3年間)

再生可能エネルギー導入及び震災がれき処理促進地方公共団体緊急支援基金事業

【再生可能エネルギー導入促進勘定分】

平成23年度第3次補正予算額 840億円

東日本大震災の被災地域の復興や、原子力発電施設の事故を契機とした電力需給の逼迫を背景として、再生可能エネルギー等の地域資源を徹底活用し、環境先進地域(エコタウン)をつくり上げていくことが国を挙げての課題

グリーンニューディール基金制度の枠組みを活用し、自立・分散型エネルギーの導入を支援

事業内容

地方公共団体が行う、防災拠点への再生可能エネルギーの導入事業等が対象

＜基金対象事業＞

(1)公共施設における再エネ等導入事業

地方公共団体が所有する施設で、災害時等に住民の生活に不可欠な都市機能を維持する必要がある防災拠点への再生可能エネルギー等の導入

(2)民間施設における再エネ等導入促進事業

非常時における防災拠点として電力供給等を担える民間施設への再生可能エネルギー等の導入や風力・地熱発電事業者に対する支援

(3)地域資源活用詳細調査事業

(1)(2)の事業実施に必要な詳細調査・設計委託等

GND基金制度を活用するメリット

①すでに都道府県等において基金条例を制定し、執行体制が確立※

地域主導で速やかな事業着手が可能

②複数年度の活用期間を設定

復興のまちづくりと一体で、規模や工程に応じた柔軟な事業実施が可能

③再生可能エネルギー導入等の目的に特化

災害にも強い自立・分散型エネルギーの導入を着実に推進

事業スキーム

事業計画

補助金

事業実績報告

「基金」として積み立て

取崩して事業を実施(取崩期間は5年間)(集中復興期間)



※現行のグリーンニューディール基金は、平成21年度補正予算で計上、都道府県・指定都市に基金を造成済み。

◇再生可能エネルギーの研究開発及び関連施設の整備【経済産業省】

➤福島県をはじめとする被災地において、大学、産業技術総合研究所、公設試験機関、企業等が参画し、最先端の太陽光発電、スマートコミュニティの導入や、浮体式洋上風力発電等の技術開発・実証を行うための研究開発拠点の整備等を推進する。

施策概要

- ①再生可能エネルギー発電設備の導入補助
 - ・東日本大震災による被災地(福島、宮城、岩手等)において、太陽光発電設備、風力発電設備、地熱発電設備などの再生可能エネルギーの設備の導入、その設備に付帯する蓄電池や送電線等の導入に対する補助を行う。
- ②スマートコミュニティの導入補助
 - ・災害に強いまちづくりとして再生可能エネルギーの活用を中心としたスマートコミュニティを構築するためのプラン策定及び設備の導入を補助する。
- ③再生可能エネルギーと蓄電池の導入補助
 - ・個々の需要場所の電力を供給するエネルギーとして有力な再生可能エネルギーと蓄電池等を組み合わせて、災害時にも自立的・安定的にエネルギー供給するスマートエネルギーシステムの導入を促進する。
- ④福島県における浮体式洋上風力発電の実証事業
 - ・福島県沖にて国内初の浮体式洋上風力発電システムの本格的な実証事業を行う。
- ⑤福島県内における研究開発拠点の整備等
 - ・産業技術総合研究所を中心とする産学官の連携により、技術開発から実証までを行う研究開発拠点等を整備する。

政策イメージ



再生可能エネルギー事業のための緊急検討事業

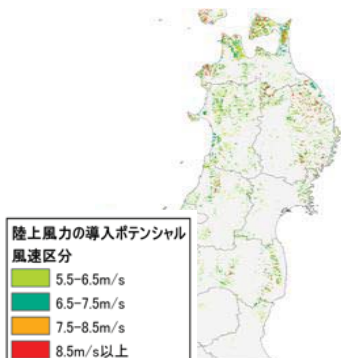
- 東日本大震災からの復興に当たっては、
- 新規産業・雇用の創出
 - 電力安定供給の確保
 - 温室効果ガス排出量の少ない社会の構築
- といった点に留意することが重要。



**再生可能エネルギーの
大量導入は復興の切り札**

原則4: 地域社会の強い絆を守りつつ、災害に強い安全・安心のまち、自然エネルギー活用型地域の建設を進める。(復興構想7原則)

被災地の再生可能エネルギーの導入ポテンシャルは非常に大きい(例えば、東北地方の陸上風力発電の導入可能量は1000万~4000万kW)



出典:平成22年度再生可能エネルギー導入ポテンシャル調査(環境省)

被災地における再生可能エネルギー事業計画作成を支援



踏査、ヒアリング等の調査



文献等による調査



関係者との調整

- 国が支援することにより
- ・地域の合意形成を促進
 - ・事業リスクを低減
 - ・必要情報の入手を円滑化

事業計画の具体化・迅速化

被災地域に豊富に存在する再生可能エネルギーのポテンシャルを活用した早期の復興を実現



節電・電源セキュリティ向上緊急事業 (病院等へのコジェネレーションシステム緊急整備事業)

東日本大震災後の電力不安定化により、医療施設等では、停電などの緊急時にも対応できる電力の確保が急務。

緊急時対応(電源の確保)の課題



人命にかかる事態が想定される医療施設又は福祉関係施設等の非常用電源確保

非常用電源としては、比較的安価で導入しやすいディーゼル機関等の発電機を導入しているケースが多い。

非常用電源としてのディーゼル機関の課題



動作の安定性

温室効果ガス排出量

長時間運転の可能性
(燃料不足の懸念)

これら課題の解決のため、ガスコジェネレーションの導入が有効



◆ガスコジェネレーションの長所◆

- ・エネルギーの高効率利用による省エネ・省CO2
- ・停電時にも長時間の運転が可能な分散電源

★電力供給の安定化と二酸化炭素排出抑制を同時に実現

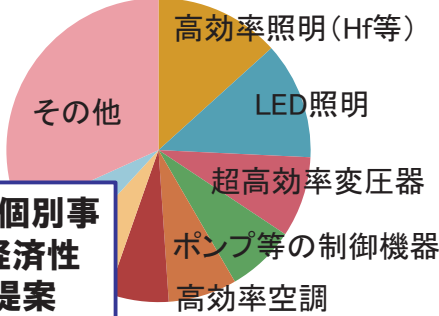
90

緊急CO2削減・節電ポテンシャル診断・対策提案事業(4億円)

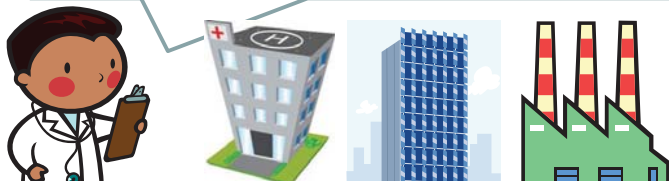
短期的な運用改善によるピークカットにとどまらず、中長期的にも効果のあるCO2削減のため、専門家による事業所の計測・診断と経済的な(※)省エネ投資・運用改善の提案により、

- ①企業の自発的な省エネ設備投資の促進、②継続的なCO2削減・節電、③コスト削減を実現する。

H22実績例
(工場)

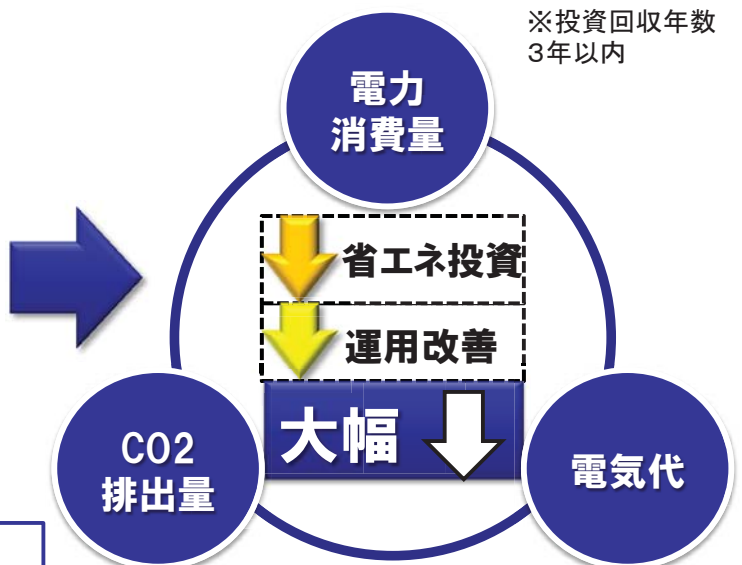


運転状況等の個別事情を踏まえた経済性の高い対策を提案



希望する企業等へ環境省から専門家を派遣

大規模・中堅の工場・ビルそれぞれ約90件程度
(低炭素投資促進)



※投資回収年数
3年以内

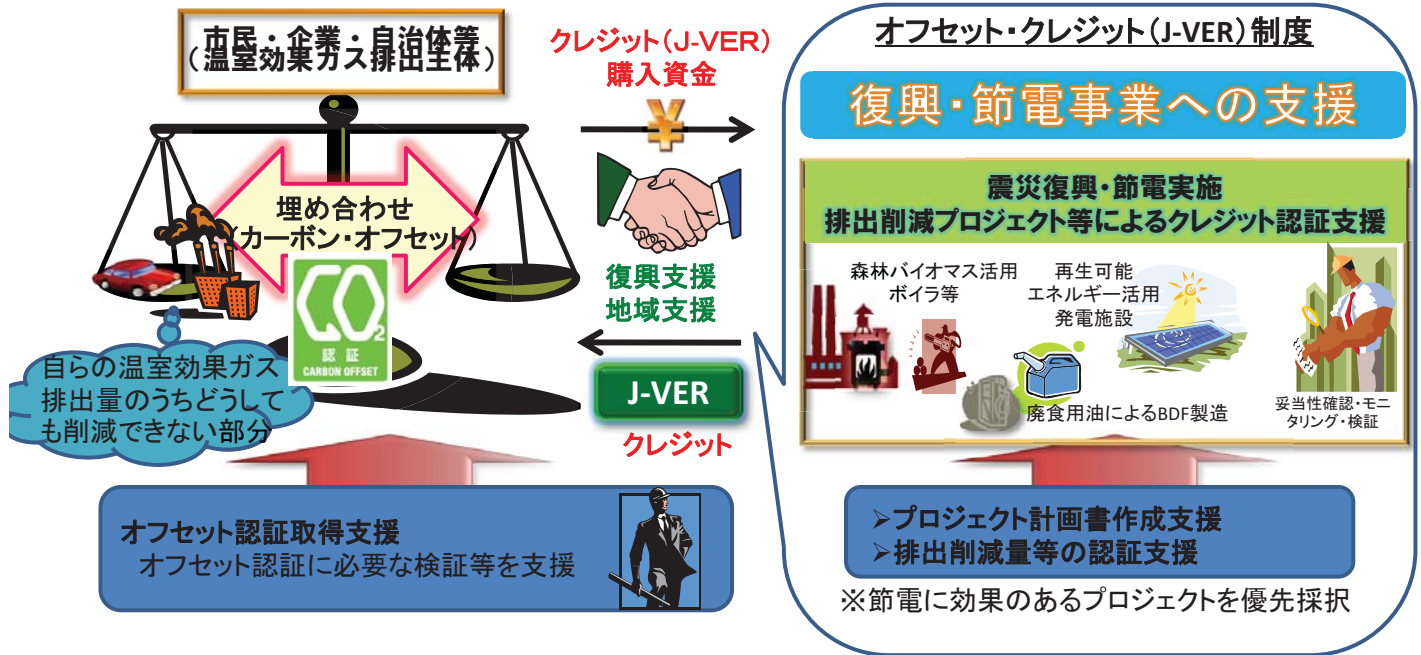
高い人気を博す「温室効果ガス削減ポテンシャル診断(H22~)」の成果を活用

「環境よし、電力よし、経済よし」の「三方よし」を実現し、東日本の迅速な復興を後押し

91

J-VER制度を活用したCO2削減・復興支援・節電等緊急支援事業(4億円)

震災復興、全国的な電力需要ギャップの解消に向けて、節電・省エネ機器の導入に伴う排出削減量をオフセット・クレジット(J-VER)化し、復興・節電に向けた企業の投資インセンティブとすることに加え、J-VERを活用したカーボン・オフセットの取組推進により、効率的な排出削減事業の実施を図る。



カーボン・オフセットを行う事業者から、被災地や節電プロジェクト実施者へのクレジット資金還流を見込む。効率的な復興支援、節電を推進。

92

住宅エコポイントの再開

平成23年度第3次補正予算案
1,446億円(国土交通省、環境省)

住宅市場の活性化と住宅の省エネ化を推進しつつ、あわせて東日本大震災の復興支援を図るため、本年7月末に終了した住宅エコポイント(※)を再開する。 <再開後の制度を『復興支援・住宅エコポイント』と称する。>

(※)住宅エコポイント:環境性能の高いエコ住宅の新築やエコリフォームに対しポイント(多様な商品・サービスに交換可能なポイント)を発行する制度。

事業の内容

■ ポイントの発行対象

エコ住宅の新築

平成23年10月21日(*) ~平成24年10月31日に建築着工したもの

<工事内容>

- ①省エネ法のトップランナー基準(住宅事業建築主の判断の基準)相当の住宅
- ②省エネ基準(平成11年基準)を満たす木造住宅

(なお、太陽熱利用システムを設置する場合は、ポイントを加算)

エコリフォーム

平成23年11月21日~平成24年10月31日に工事着手したもの

<工事内容>

窓の改修工事、外壁、天井・屋根又は床の改修工事

<断熱改修の例>



エコリフォームに併せて、以下の工事等を行う場合は、ポイントを加算

バリアフリー工事

省エネ住宅設備の設置

耐震改修工事

リフォーム瑕疵保険への加入

(*) 第3次補正予算案閣議決定日

■ ポイント数

エコ住宅の新築

被災地の経済活性化を進めるため、被災地のポイントをその他地域の倍に。

被災地 : 1戸当たり30万P

その他地域 : " 15万P

※太陽熱利用システムを設置する場合、2万Pを加算

エコリフォーム

省エネ改修

工事内容に応じて2千~10万P

バリアフリー改修(5万P限度)

工事内容に応じて5千~2万5千P

省エネ住宅設備設置(太陽熱利用システム・節水型トイレ・高断熱浴槽)

一律2万P

リフォーム瑕疵保険加入

一律1万P

耐震改修 15万P

1戸あたり
30万Pが
限度

別途加算

■ 商品交換

- ◆ポイントの半分以上を被災地の特産品・被災地への義援金など被災地支援商品に交換。
- ◆残りのポイントは、環境配慮商品(エコ家電や公共交通機関利用カード、環境配慮企業の商品等)への交換、追加工事への充当、環境寄附に利用。

93

小型電気電子機器リサイクルシステム構築社会実験

[23年度3次補正]

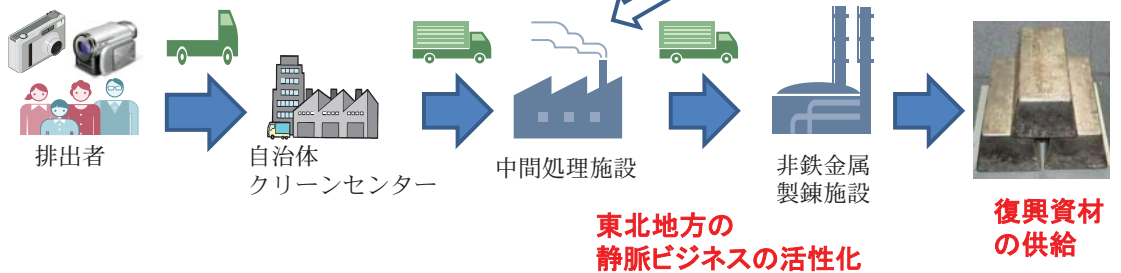
非鉄製錬業の拠点 (例)



○東北地方は鉱山で栄えた経緯により、国内でトップクラスの非鉄製錬技術が集結しており、また、電子部品の製造業も集結

○小型電気電子機器のリサイクルを通じた東北地方における静脈ビジネスの活性化・雇用の創出・復興資材の供給をはかり、ひいては東北地方を循環型社会を基盤とした地域として復興・成長させる

○震災を契機に、生産拠点を日本から海外に移転するなど、産業の空洞化が加速するおそれがあることに鑑み、日本国内の資源の安定供給体制を整備すること等により、空洞化対策を実施。



東北地方の静脈ビジネスの活性化

復興資材の供給

東北地方が循環型社会を基盤とした地域として復興・成長

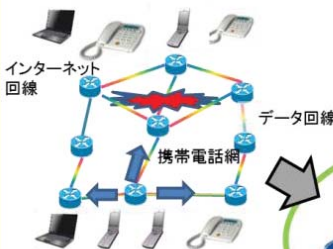
94

情報通信ネットワークの耐災害性強化のための研究開発

- 東北地方への研究開発拠点の整備(試験・検証・評価の設備整備)及び当該拠点を活用した災害時における携帯電話の輻輳(混雑)を軽減するための通信技術や災害により損壊した通信インフラが自律的に復旧して公共施設等をつなぐための無線技術の研究開発・実証実験

(1) 災害時の携帯電話等の通信の輻輳を軽減する技術 (つながるネットワーク)

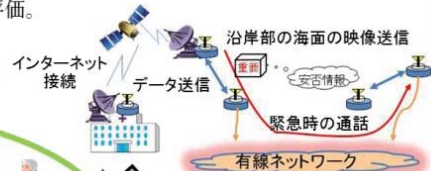
・災害発生時に携帯電話等の公衆網に通信の集中(輻輳)が発生した場合でも回線容量を柔軟に設定変更することで通信を確保するための技術を開発・評価



異なるネットワーク間でも情報を伝送できるようにするための共通基盤となる通信資源の制御方式

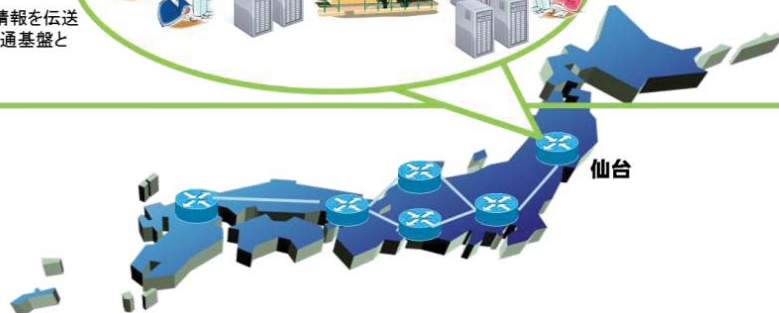
(2) 通信・放送インフラが地震・余震・津波等で損壊した場合でも直ちに自律的にネットワークを構成し通信を確保する技術 (壊れないネットワーク)

・通信・放送インフラが災害で倒壊・水没等によって損壊した場合でも市町村や病院、自治会等の自営通信網として使用できるようにするための無線技術を開発・評価。



異なるベンダーの装置が相互につながって通信ができるようにする制御方式等

技術評価環境(テストベッド)を通じた実証・評価・展開



被災地域情報化推進事業

概要

東日本大震災で被災した地方公共団体が抱える行政課題について、情報通信技術（ICT）を活用して効率的・効果的に解決する次の取組みを実施する地方公共団体等を支援。



96

情報通信基盤災害復旧事業費補助金

東日本大震災により被災した地域の地方公共団体が実施する情報通信基盤（F T T H等のブロードバンドサービス施設、公共施設間を結ぶ地域公共ネットワーク施設等）の復旧事業を「情報通信基盤災害復旧事業費補助金」により支援する。

1 施策の概要

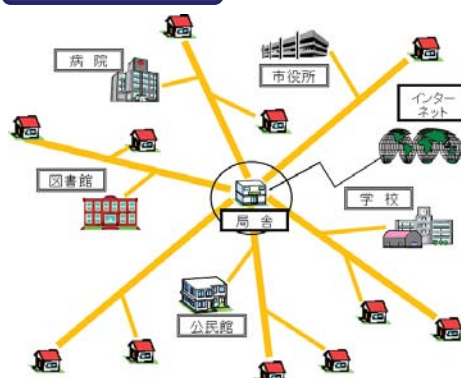
東日本大震災により被災した地域の地方公共団体が実施する情報通信基盤の復旧事業を支援する。

- 補助対象経費：① 施設・設備費（鉄塔、アンテナ施設、送受信装置、光電変換装置、伝送線路設備等）
② 用地取得費・道路費（①の施設・設備を設置するために必要な用地及び道路の整備等）
- 事業主体：東日本大震災の被災地の県、市町村及び市町村の連携主体
- 補助率：2 / 3

2 効果

- 効果：被災地域の地方公共団体が、被災した情報通信基盤を復旧することにより、住民は、被災前と同様に、ブロードバンドサービス、ケーブルテレビ及び行政情報サービス等の利用が可能となる。

3 イメージ図



97

放射性物質により汚染された土壌等の除染の実施

【目的】

- ・東日本大震災に伴い、被災地域の住民の多くが不便な避難生活、不安な日常生活を強いられている状況
- ・「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(以下「特措法」という)」が平成23年8月に成立し、平成24年1月から本格施工される予定
- ・特措法の施行を受けて、環境大臣及び都道府県知事等は、事故に由来する放射性物質の除染に係る計画を策定すること及び同計画を実施すること等が求められている



【事業概要】～特措法を迅速に実施し、事故による汚染を除去するために～

- ①除染特別地域の生活圏(住宅、公共施設、森林、農地等)における除染
- ②除染に伴い発生する汚染土壌等の仮置場の設置・汚染土壌の管理
- ③線量が相当高い地域における除染実証事業(空間線量が20mSv/年を大幅に超える地域の除染技術に関する知見の集積)
- ④地方公共団体における除染活動等の中で、局所的に高線量を示す箇所の除染等を支援
- ⑤除染事業の実施等に関するリスクコミュニケーション

98

放射性物質汚染廃棄物処理事業

背景・目的

東日本大震災に伴う地震と津波により、大量の災害廃棄物が発生している。これらの災害廃棄物の一部は、東京電力福島第一発電所における事故による放射性物質により汚染されている。放射性物質によって汚染された土壌等を円滑かつ迅速に除染・処理するため、平成23年8月26日には原子力災害対策本部より「除染に関する緊急実施基本方針」が示された。また同日、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(放射性物質汚染対処特措法)が成立した。

これらにより、指定地域内の災害廃棄物(対策地域内廃棄物)および、指定地域外であっても放射性物質による汚染状態が基準を超えるもの(指定廃棄物)については、国がその処理を迅速に行う必要がある。



事業概要

放射性物質によって汚染された対策地域内廃棄物および指定廃棄物を迅速に処理し、環境の汚染による人の健康又は生活環境への影響を速やかに低減する事を目的として、特措法及びその「基本方針」に基づき下記事業を行う。

- ① 指定廃棄物処理
- ② 対策地域内廃棄物処理
- ③ 廃棄物処理施設等モニタリング

99

○ 放射線医学・最先端診断に係る研究開発拠点の整備等 13,608百万円

【放射線医学・最先端診断に係る研究開発拠点の整備】 11,362百万円

福島県民の健康維持・増進に資するため、福島県内に放射性薬剤を用いた最先端疾患診断の研究開発・製造拠点を整備する。



放射性薬剤製造設備の整備



福島をフィールドとした放射性物質の環境動態調査

【放射性核種の生態系における環境動態調査等】 2,246百万円

東電福島第一原発事故により放出された放射性物質の、生態系を通じた人々への影響を解明するとともに、その低減策を提示することで、住民等の不安解消に資する。

○ 福島県環境創造センター（仮称）の整備等 8,042百万円

【福島環境創造センター（仮称）の整備及び運営】 5,107百万円

放射性物質で汚染された環境を早期に回復するとともに、将来にわたり安心して暮らせる地域の創造を目指して、環境回復・創造技術の調査・研究、除染や放射線に関する情報発信等の役割を併せ持った拠点施設を福島県内に整備する。

【環境修復・創造技術の調査・研究】 2,000百万円

環境修復・創造のために必要な除染技術の実用化研究等を、福島県が国内外の研究機関や企業等と連携しながら実施。

【除染や放射線に関する情報発信等】 935百万円

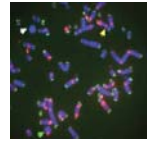
福島県民や事業者に対して、除染や放射線に関する情報提供等を継続的に実施。

○ 低線量域における被ばく線量モニターの開発 626百万円

県民健康管理調査に携わる関係者の負担軽減と疾病の早期発見や予防につながる客観的な科学的基礎データの取得のため、低線量域における多数例の被ばく線量を迅速かつ高精度に測定するモニターを開発する。



被ばく線量モニター
のイメージ



放射線影響イメージングシステム
による解析イメージ

※「日本はひとつ」しごとプロジェクト・フェーズ3には、「放射線医学・最先端診断に係る研究開発拠点の整備」及び「福島環境創造センター（仮称）の整備等」が該当。